

実施方針等に対する御質問・御意見に対する回答

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	実施方針	1	20	ア 矯正施設 (ウ)女子中間ケア センター（仮 称）	主に支援・介護等のケアが必要な女性受刑者を収容する施設（刑務所）とのことですが、同時に医療措置も必要な女性受刑者が収容されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	実施方針	1	20	ア 矯正施設 (ウ)女子中間ケア センター（仮 称）	主に支援・介護等のケアが必要な女性受刑者を収容する施設（刑務所）とのことですが、入所者全員が定期健康診断を受けるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	実施方針	2	26	1 事業内容に 関する事項 (4) 事業の背 景・目的 ア	「民間事業者によるシェアード・サービス等の導入による業務効率化」とあり、対象業務の例示として「総務系業務（経理事務、運転事務等）、収容関連サービス（衣類・寝具の提供、清掃・環境整備等）」となっておりますが、記載のない総務系業務のうちの庶務事務支援や各種統計作成支援、警備業務、さらには記載のない収容関連サービスの給食業務や理容等、医療業務支援の医療情報システム業務や医療機器等の整備、維持管理及び更新業務、医薬品・診療材料等の管理・搬送業務、医療関係事務支援業務等もシェアード・サービス等の導入対象業務との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、提案及び協議によります。
4	実施方針	4	18	1 事業内容に 関する事項 (6) 事業の範囲 ウ施設維持管理 業務 (7)建築物保守・ 管理業務 b業務概要	「保守・管理に係る機器、備品の整理、管理、更新」とされていますが、これらの対象物は保守・管理を行うために必要な民間事業者が用意した工具や測定器などの機器や備品であり、国の資産となる機器や備品のことではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
5	実施方針	5	33	1 事業内容に 関する事項 (6) 事業の範囲 エ (イ) a (a)	「東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西少年鑑別所へは東日本成人矯正医療センターで調理した食事を搬送」とありますが、女子中間ケアセンター（仮称）と同様にそれぞれの施設にて再加熱することは認められないのでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、提案によります。
6	実施方針	9	9	1 事業の内容 に関する事項 (8)	事業の準備期間が事業契約締結後～令和9年3月となっています。一方、実施方針の21ページでは「女子中間ケアセンター（仮称）は令和7年11月に完成の予定である。」とあり、事業契約締結は令和8年2月頃となっています。事業契約締結までの令和7年11月から令和8年2月までは国にて要求水準書（案）20ページから21ページに記載の運営準備支援業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
7	実施方針	9	26	(9)事業者の収入 イ 支払方法	人件費の支払いについては、美称社会復帰促進センター2期事業および島根あさひ社会復帰促進センター2期事業等と同様に「収容人員の変動に伴う改定」が適用されるのでしょうか。	事業契約書案等にて提示する予定です。

8	実施方針	17	6	4 応募者等の要件 (2) 応募者の要件 イ (ウ)	一般財団法人医療関連サービス振興会が認定するサービスマークには10業種（在宅酸素を除く）の業務があるが、本項に記載のある「医療機器等の整備、更新」や「医薬品・診療材料等の管理・搬送業務」は認定の対象外となっています。サービスマークの取得を必要とする理由についてご教授ください。	「医療機器等の整備、維持管理及び運営業務」及び「医薬品・診療材料等の管理・搬送業務」については医療関連サービスマークの対象外とします。
9	実施方針	19	17	1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 (4) ア (イ)	「被収容者等の行為が、通常の使用の範囲内であった場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、事業者の負担とします。」とあります。ここでいう「通常の使用の範囲内」には、被収容者等の故意による行為（意図を持って損壊や滅失した場合）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
10	実施方針	21	7	2 施設の概要	女子中間ケアセンター（仮称）の整備として420人の被収容者数に伴い増員となる医療スタッフ（国職員）は何名程度の想定でしょうか。	現時点で、医療スタッフの内訳を示すことは困難です。
11	実施方針	22	16	2 事業の継続が困難となった場合の措置 (2) ア	本事業の対象施設のうち女子中間ケアセンター（仮称）は、国の発注により別途建設整備されるものとなっております。建設工事の遅延等により、本事業の開始が遅延したり、運営準備支援業務に支障をきたすような場合は、国の責めに帰すべき事由と見なすとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
12	実施方針 別紙2 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等		13	別紙2 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等	国が事業契約とは別に自ら調達したのも収容関連サービス業務以外の建築設備保守・管理・監視業務や自動車運転業務、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務等に対応することとなっています。ここで言う「対応」とは国にて調達した備品等の保守管理業務等を指しているのでしょうか、具体的にご教授ください。そもそも入札時点で開示されていない備品等に対して、事業費を算定することは不可能です。	別紙2「機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等」の1については、調達者と調達方法に基づく所有権の所在等を示したものであり、具体的な業務の水準を示すものではありません。
13	実施方針 別紙2 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等		14	別紙2 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等 2 劣化等に伴う更新等	国が事業契約とは別に自ら調達したのも収容関連サービス業務以外で対応することとなっている。ここで言う「対応」とは劣化等に伴う更新等を指しているのでしょうか、具体的にご教授ください。そもそも入札時点で開示されていない備品等に対して、事業費を算定することは不可能です。	別紙2「機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等」の1については、調達者と調達方法に基づく所有権の所在等を示したものであり、具体的な業務の水準を示すものではありません。
14	要求水準書（案）	3	23	第3定義	「修繕の可否は、製造企業による修繕に必要な部材等の保有の有無により検討する。」とされていますが、製造企業による修繕に必要な部材等の保有があれば国による修繕を行い、保有が無ければ国による更新を行うとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新を行う主体は、要求水準書案のとおりです。
15	要求水準書（案）	3	23	第3定義	「修繕の可否は、製造企業による修繕に必要な部材等の保有の有無により検討する。」とされていますが、製造企業による修繕に必要な部材等の保有のみだけでなく、メーカー保証期間を超過し、メーカー保守契約が打ち切りとなる建築物・設備についても、国による修繕又は更新等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新を行う主体は、要求水準書案のとおりです。

16	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、構造体における鉄骨、鉄筋、コンクリート等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
17	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、屋根及びといにおけるコンクリート、ルーフドレン（金物）、庇（門用の屋根・庇等も含む）、塗膜防水、笠木、パラペット等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
18	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、外装天井におけるコンクリート等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
19	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、外装壁面におけるコンクリート、タイル、シール等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
20	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、外装床面におけるコンクリート、タイル等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

21	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、内装天井におけるジプトーン、石膏ボード等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
22	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、内装壁面におけるコンクリート、石膏ボード、コーナーガード、巾木、壁紙等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
23	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、内装床面における長尺シート、Pタイル、タイルカーペット、フリーアクセスフロアの床パネル・支柱等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
24	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、門におけるドアノブ、キーレックス（自動施錠暗証番号錠）、スライド式門扉（扉・ローラー・金具・ノブ・柱・レール等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

25	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、自動ドアにおけるチェーン、スイッチ、センサー、受信機、送信機、電気錠、駆動装置、コントローラー、プーリー、ハンガーレール、戸車、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は部品・消耗品等には、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
26	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、大門（電動・手動含む）におけるチェーン、スイッチ、センサー、受信機、送信機、モーター、コントローラー、プーリー、ハンガーレール、戸車、インバーター、リレー、レール、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
27	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、扉におけるドアノブ、ドアクローザー、ドアストッパー、ストライク、ラッチ、デッドボルト、ランダムテンキーロック、シリンダー、電気錠、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、フランス落とし、丁番等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
28	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、シャッターにおける開閉機、ドライブチェーン、押し車、スラットスチール、軸受、スプロケット、ガイドレール、バッテリー、避難時停止装置、スイッチ、リレー、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

29	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、建具における窓、ガラス、網戸、格子、錠等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
30	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、外部階段における鋼材、手摺り等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
31	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、内部階段におけるノンスリップ、手摺り、長尺シート、石膏ボード、誘導標識、階数表示等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
32	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、建築付帯工作物における目隠しルーバー、屋根付き駐輪場（サイクルポート）、平置き自転車ラック、フェンス、格子、柵、塀、看板、バリカー、縞鋼板製段差解消スロープ、車止め等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
33	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、建築付帯造作における造り付け家具となる木製棚、木製ベッド、木製引き出し、木製机、木製ドア枠、木製扉等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

34	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、舗装におけるアスファルト舗装、コンクリート舗装、縁石、マンホール、グレーチング、駐車場ライン等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
35	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、外構付帯工作物における共同溝、外塀の鉄筋、コンクリート等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
36	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、照明器具におけるLED、電源ユニット、ソケット、管球、計器類（電流計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、安定器、反射板、外灯（ポール含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
37	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、照明制御システムにおけるパソコン、ディスプレイ、キーボード、マウス、プリンター、HDD、基板、CPU、メモリ、電源、冷却ファン、リモコンスイッチ、リレー、増幅器、計器類（電流計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、照明コントローラー等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

38	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、電灯設備分電盤におけるブレーカー、リレー、計器類(電流計、電力量計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)、タイマー、端子台等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
39	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、動力設備分電盤におけるブレーカー、リレー、計器類(電流計、電力量計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)、タイマー、端子台、マグネット等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
40	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、発電設備(自家発電設備)のディーゼル発電機におけるエンジン、フィルター、ホース、バルブ、ヒーター、スイッチ、センサー、AVR、潤滑油、エンジンオイル、リレー、計器類(電流計、圧力計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
41	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、発電設備(自家発電設備)のガスタービン発電機におけるパワーセクション、整流器、AVR、各ポンプ、電磁弁、コントローラー、センサー、スイッチ、PLC、ディスプレイ、計器類(電流計、圧力計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

42	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、発電設備（自家発電設備）の自動始動発電機盤におけるAVR、リレー、ヒューズ、保護継電器、遮断器、電装品、計器類（電流計、圧力計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
43	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、発電設備（自家発電設備）の始動用直流電源盤におけるリレー、ヒューズ、基板、マグネット、蓄電池、冷却ファン、表示パネル、計器類（電流計、圧力計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
44	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、発電設備（自家発電設備）の燃料小出し槽におけるオイルタンク、燃料返油ポンプ、センサー、電極、バルブ、フィルター、計器類（電流計、圧力計、流量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
45	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、発電設備（自家発電設備）の地下タンクにおけるオイルタンク、燃料油送ポンプ、バルブ、除水器、センサー、漏洩検知管、漏洩検査管、乾燥砂、固定バンド、計器類（電流計、圧力計、流量計、油面指示計、液面計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

46	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、受変電設備の本線受電盤における断路器、ガス遮断器、接地開閉器、ガス変圧器、保護継電器、電圧検出装置、避雷器、PLC制御装置、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
47	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、受変電設備の予備線受電盤における断路器、ガス遮断器、接地開閉器、ガス変圧器、保護継電器、電圧検出装置、避雷器、PLC制御装置、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
48	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、受変電設備の高圧受電盤におけるVCB、変圧器、負荷開閉器、進相コンデンサ、直列リアクトル、継電器、ヒューズ、リレー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
49	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、受変電設備の電灯配電盤におけるMCCB、表示灯、絶縁監視装置、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

50	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、受変電設備の動力配電盤におけるMCCB、表示灯、絶縁監視装置、計器類(電流計、圧力計、電力量計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
51	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、自動火災報知機設備の総合盤におけるGR型受信機、受信機組込プリンター、操作パネル、操作パソコン、マウス、モニター、プリンター、HDD、基板、CPU、メモリ、電源、冷却ファン、UPS、バッテリー、計器類(電流計、圧力計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
52	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、自動火災報知機設備の表示盤におけるモニターバックライト、冷却ファン、CPUユニット、計器類(電流計、圧力計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
53	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、自動火災報知機設備の中継器盤における中継器、基板、計器類(電流計、圧力計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

54	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、自動火災報知機設備の感知器における感知器本体、ベース、計器類（電流計、圧力計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
55	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、自動火災報知機設備の火災通報装置における基板、バッテリー、計器類（電流計、圧力計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
56	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、自動火災報知機設備の非常電話盤における基板、バッテリー、計器類（電流計、圧力計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
57	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、端末情報通信網設備の情報EIAラックにおけるルーター、スイッチ、ファイヤウォール、UPS、バッテリー、メディアコンバーター、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

58	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、端末情報通信網設備の無線APにおける無線アクセスポイント、無線コントローラ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
59	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、構内交換設備のPBXにおける基板、バッテリー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等（多機能電話機本体含む）は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
60	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、構内交換設備のPHSにおけるPHS本体、基板、バッテリー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
61	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、構内交換設備のPHSアンテナにおけるアンテナ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

62	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、表示設備の案内表示盤における操作パソコン、モニター、マウス、プリンター、HDD、基板、CPU、メモリ、電源、冷却ファン、入力装置、コントローラー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
63	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、表示設備の出退表示器における出退表示器、制御装置、電源、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
64	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、表示設備の駐車場管制における車両検知器、ループコイル、表示灯、ブザー、パネル（外装ケース）、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
65	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、表示設備の文字表示設備における操作パソコン、マウス、プリンター、HDD、基板、CPU、メモリ、電源、冷却ファン、警報表示装置、I/F信号装置、入力装置、プリンター、バッテリー、コントローラー、音声合成装置、タイマー、LED表示ユニット、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

66	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、電気時計設備の親時計、子時計における親モニタ増設ユニット、子時計増設ユニット、親時計、子時計、バッテリー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
67	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、拡声放送設備の業務放送・非常業務放送架における業務放送・非常放送システム、モニター、ミキサー、ラジオチューナー、アンプ、コントローラー、電源、スピーカー、アッテネーター、蓄電池、マイク、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
68	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、拡声放送設備の音声警報における業務放送システム、アンプ、レコーダー、コントローラー、電源、スピーカー、アッテネーター、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
69	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、拡声放送設備の収容者自動放送設備における業務放送システム、アンプ、レコーダー、コントローラー、各チューナー、CD/MDデッキ、電源、スピーカー、アッテネーター、リモコン、マイク、リレー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

70	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、非常電鈴設備における受信機、冷却ファン、CPU、マウス、モニター、スイッチ、押釦、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
71	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、収容者全自動放映設備収納架におけるモニター、ブルーレイ/HDDデッキ、地上・デジタルチューナー、コントローラー、パソコン、端子盤、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
72	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、テレビ共同受信設備におけるテレビ本体、アンテナ、ブースター、UHF・BS・CSブリアンプ、分岐器、分配器、基板、テレビ端子、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
73	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、監視カメラ設備の監視カメラ架、管理室総合盤、操作パソコン卓におけるサーバー、操作パソコン、ディスプレイ、キーボード、マウス、プリンター、HDD、基板、CPU、メモリ、電源、冷却ファン、制御盤、UPS、バッテリー、コントローラー、監視カメラ（外構用のポール含む）、ハブ、スイッチ、メディアコンバーター、リレー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

74	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、入退所管理設備の入退出管理盤、ゲートコントローラー盤、手のひら静脈認証装置におけるサーバー、操作パソコン、ディスプレイ、キーボード、マウス、プリンター、HDD、基板、CPU、メモリ、電源、冷却ファン、制御盤、UPS、バッテリー、コントローラー、認証装置、電気錠、カードリーダー、リレー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
75	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、中央監視設備の自動制御盤、受入制御盤、中央監視盤におけるサーバー、操作パソコン、ディスプレイ、キーボード、マウス、プリンター、HDD、基板、CPU、メモリ、電源、冷却ファン、制御盤、UPS、バッテリー、コントローラー、リレー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
76	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、誘導支援設備のインターホンにおけるインターホン端末、ドアホン端末、スイッチ、コンバーター、マイク、スピーカー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
77	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、誘導支援設備のトイレ呼出における表示器、復旧ボタン、呼出ボタン、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

78	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、映像・音響・放送設備の機器収納ラック、AV操作卓、音響ワゴン、事務室総合盤におけるプロジェクター、プロジェクターランプ、電動スクリーン、デジタルワイヤレスチューナー、デジタルミキサー、CD/MDデッキ、BD/DVDデッキ、電源、マイク、スピーカー、アンプ、モニター、カメラ、ノートパソコン、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
79	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、教室間システム設備におけるHDMI受信器・分配器、送信器、ミキサー、カメラ、集音マイク、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
80	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、語学授業支援システムにおけるサーバー、操作パソコン、ディスプレイ、キーボード、マウス、プリンター、HDD、基板、CPU、メモリ、電源、冷却ファン、ヘッドセット、BDレコーダー、CS/メモリープレイヤー、アンプ、ミキサー、スピーカー、コントローラー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

81	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、収容者呼出設備におけるサーバー、操作パソコン、ディスプレイ、キーボード、マウス、プリンター、HDD、基板、CPU、メモリ、電源、冷却ファン、制御盤、マイク、押釦、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
82	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、保護室呼出設備における表示盤、移報盤、押釦、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
83	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、無停電電源設備の無停電電源装置における冷却ファン、インバーター、ホールCT、ヒューズ、蓄電池、プリント板、LCDパネル、リレー、マグネット、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
84	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、直流電源設備の直流電源装置、整流器、負荷電圧補償装置、蓄電池における蓄電池、デジタルパネル、整流器、ヒューズ、リレー、基板、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

85	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、太陽光発電設備における太陽光電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、日射計、気温計、気象信号変換箱、センサー、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
86	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、防犯線設備におけるトラップセンサ、アジャスタ、ホルダ、受信盤、操作パネル、支柱、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
87	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備のU字管式円筒多管形熱交換器におけるマンホール蓋板、伝熱管、圧力計、安全弁、逃し弁、保温材、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
88	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備の炉筒煙管ボイラーにおける燃焼室内蒸気配管、煙管ステー管、エコノマイザー、安全弁、主蒸気止弁、バーナー、押込送風機、給水ポンプ、制御装置内各部品（本体含む）、センサー、給水・蒸気配管、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

89	要求水準書（案）	4	4	第3定義	<p>「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備の吸収式冷温水発生機における伝熱管、高・低温熱交換器、冷媒配管、各種ポンプ、インバーター、センサー、コントロールモーター、基板、ファン、各種スイッチ、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。</p>	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
90	要求水準書（案）	4	4	第3定義	<p>「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備の空気熱源ヒートポンプユニットにおける圧縮機、クランクケースヒーター、熱交換器、伝熱管、四方弁、基板、センサー、リレー、循環ポンプ、ファンモーター、インバーター、電磁弁、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。</p>	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
91	要求水準書（案）	4	4	第3定義	<p>「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備の空気熱源ブラインヒートポンプユニットにおける圧縮機、クランクケースヒーター、熱交換器、伝熱管、四方弁、基板、センサー、リレー、循環ポンプ、ファンモーター、インバーター、電磁弁、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。</p>	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

92	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備の空気熱源ヒートポンプユニット（冷水・温水同時取出形）における圧縮機、クランクケースヒーター、熱交換器、伝熱管、四方弁、基板、センサー、リレー、循環ポンプ、ファンモーター、インバーター、電磁弁、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
93	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備の氷蓄熱槽における外装板、コイル、センサー、ポンプ、軸受、プーリー、Vベルト、操作盤、リレー、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
94	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備のプレート形熱交換機におけるプレート、パッキン、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
95	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備の還水槽における外装板、センサー、電磁弁、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

96	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱源設備の冷却塔におけるファン、モーター、軸受、プーリー、ベルト、充填材、ボールタップ、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
97	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱搬送設備の冷水ポンプにおけるモーター、ケーシング、羽根車、主軸、グランドパッキン、軸受、スリーブ、軸継手、防振装置、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
98	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱搬送設備の温水ポンプにおけるモーター、ケーシング、羽根車、主軸、グランドパッキン、軸受、スリーブ、軸継手、防振装置、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
99	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱搬送設備の冷水ポンプにおけるモーター、ケーシング、羽根車、主軸、グランドパッキン、軸受、スリーブ、軸継手、防振装置、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

100	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱搬送設備の冷却水ポンプにおけるモーター、ケーシング、羽根車、主軸、グランドパッキン、軸受、スリーブ、軸継手、防振装置、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
101	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱搬送設備のドレンフィルター給水ポンプにおけるモーター、ケーシング、羽根車、主軸、グランドパッキン、軸受、スリーブ、軸継手、防振装置、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
102	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、熱搬送設備のオイルポンプにおけるモーター、ケーシング、羽根車、主軸、グランドパッキン、軸受、スリーブ、軸継手、防振装置、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

103	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、自動制御設備における検出器、電源ユニット、調節器、制御弁、電動弁、電磁弁、センサー、バルブ、モーター、コントローラー、バッテリー、制御盤、基板、UPS、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
104	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、空気調和設備のコンパクト型空調機におけるドレンパン、パネル（外装ケース）、モーター、羽根車、軸、プーリー、軸受、ベルト、熱交換器、フィルター、センサー、加湿装置、ダンパー、リンクージ、インバーター、温度計、ダクト（継手等含む）、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
105	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、空気調和設備のファンコイルユニットにおけるドレンパン、パネル（外装ケース）、ドレンポンプ、モーター、ファン、熱交換器、フィルター、ルーバー、センサー、リモコン、電磁弁、ダクト（継手等含む）、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

106	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、空気調和設備のパッケージ型空調機における圧縮機、熱交換器、四方弁、基板、センサー、リレー、ドレンパン、ドレンポンプ、パネル（外装ケース）、フィルター、ルーバー、モーター、インバーター、冷媒ガス、膨張弁、リモコン、ダクト（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配管（継手等含む）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
107	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、空気調和設備のルームエアコンにおける圧縮機、熱交換器、四方弁、基板、センサー、リレー、ドレンパン、ドレンポンプ、ファン、パネル（外装ケース）、フィルター、ルーバー、モーター、インバーター、冷媒ガス、膨張弁、リモコン、ダクト（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配管（継手等含む）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
108	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、空気調和設備のガスヒートポンプエアコンにおけるガスエンジン、エンジンオイル、フィルター、圧縮機、熱交換器、四方弁、基板、センサー、リレー、ドレンパン、ドレンポンプ、ファン、パネル（外装ケース）、ルーバー、モーター、インバーター、冷媒ガス、膨張弁、リモコン、ダクト（継手等含む）、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計、ガスメーター等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

109	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、空気調和設備のVAV・CAVにおけるダンパー、センサー、電動弁、モーター、配管（継手等含む）、ダクト（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
110	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、空気調和設備の加湿用給水ポンプユニットにおけるモーター、ボールタップ、タンク、センサー、基板、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
111	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、換気設備の遠心送風機におけるケーシング、羽根車、主軸、ブリー、軸受、モーター、防振装置、ダクト（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
112	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、換気設備の消音ボックス付送風機におけるケーシング、羽根車、主軸、軸受、モーター、防振装置、ダクト（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

113	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、換気設備の換気扇におけるケーシング、羽根車、主軸、軸受、モーター、防振装置、ダクト（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
114	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、換気設備の全熱交換機における電動機、ダンパー、基板、エレメント、センサー、リモコン、スイッチ、フィルター、ダクト（継手等含む）、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
115	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、排煙設備の排煙機におけるケーシング、羽根車、主軸、ブリー、軸受、モーター、防振装置、ダクト（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
116	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、排煙設備の排煙口におけるダンパー、電動弁、モーター、スイッチ、ダクト（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

117	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生器具設備の大便器における便器、ウォッシュレット、押し棒部、パッキン、バキュームブレーカー、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
118	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生器具設備の小便器における便器、自動洗浄機、基板、バルブ、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
119	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生器具設備の汚物流しにおける水栓、バッテリー、陶器、パッキン、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
120	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生器具設備の洗面器における水栓、バッテリー、陶器、パッキン、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

121	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生器具設備の手洗い器における水栓、バッテリー、陶器、パッキン、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
122	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生器具設備の無菌水装置におけるフィルター、減圧弁、電磁弁、濾過膜、殺菌灯、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
123	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、給水設備の上水ポンプユニットにおける軸受、バルブ、圧力発信器、圧力タンク、スイッチ、インバーター、基板、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計、流量計、水道メーター等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
124	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、給湯設備の貯湯槽におけるマンホール蓋板、伝熱管、安全弁、逃し弁、保温材料、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

125	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、給湯設備の給湯循環ポンプにおける軸受、メカニカルシール、スリーブ、モーター、配管(継手等含む)、バルブ、計器類(電流計、圧力計、流量計、電力量計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
126	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、給湯設備の貯湯式電気温水器におけるタンク、ディスプレイ、電熱ヒーター、センサー、安全弁、配管(継手等含む)、バルブ、計器類(電流計、圧力計、流量計、電力量計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
127	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、給湯設備の潜熱回収型給湯器(ガス給湯器)におけるセンサー、バーナー、ファン、パネル(外装ケース)、中和器、配管(継手等含む)、バルブ、計器類(電流計、圧力計、流量計、電力量計、ガスメーター等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
128	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、消火設備の消火補給水槽におけるパネル(外装ケース)、ボルトタップ、電極、配管(継手等含む)、バルブ、計器類(電流計、圧力計、流量計、電力量計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

129	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、消火設備の易操作性1号消火栓におけるホース、ノズル、バルブ、ランプ、パネル（外装ケース）、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
130	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、消火設備の簡易自動消火設備における強化液、バッテリー、感知器、センサー、ノズル、操作パネル、ダクト（継手等含む）、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
131	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、消火設備の屋内消火栓ポンプユニットにおけるポンプ、軸受、グランドパッキン、警報器、センサー、リレー、表示灯、スイッチ、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

132	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、消火設備のスプリンクラーポンプユニットにおけるスプリンクラーヘッド、ポンプ、アラーム弁、予作動弁制御盤、バッテリー、軸受、グランドパッキン、警報器、センサー、リレー、表示灯、スイッチ、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
133	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、消火設備の窒素ガス発生装置における空気圧縮装置、空気タンク、吸着槽、センサー、基板、フィルター、圧力計、ダクト（継手等含む）、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
134	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、消火設備の窒素消火設備における窒素ガス、制御盤、バッテリー、スイッチ、スピーカー、噴射ヘッド、標識板、表示灯、起動装置、センサー、ダクト（継手等含む）、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

135	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、昇降機設備のエレベーターにおけるリレー、冷却ファン、バッテリー、ブレーキ、モーター、ロープ、ロータリーエンコーダー、センサー、スイッチ、気密材、モニター、プーリー、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
136	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、特殊空調設備（無菌病室ユニット、ファンフィルターユニット、HEPAユニット、フィルターユニット）におけるマノメーター、ホース、HEPAフィルター、ケーシング、ダクト（継手等含む）、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
137	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、医療排水処理設備の感染系排水処理設備、透析排水処理設備におけるポンプ、スイッチ、ブロワー、安全弁、蒸気トラップ、バルブ、センサー、PLC、バッテリー、UPS、プリンター、薬注装置、ホース、リレー、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

138	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生設備のドレン回収ポンプにおけるボールタップ、給排気弁ユニット、ガスケット、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
139	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生設備の排水用水中ポンプにおけるケーシング、羽根車、メカニカルシール、軸受、ケーブル、モーター、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
140	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生設備のヘッダーにおけるパッキン、保温材、センサー、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
141	要求水準書 (案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生設備の密閉形隔膜式膨張タンクにおけるダイヤフラム、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

142	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生設備の給水軟化装置におけるイオン交換樹脂、珪石、電磁弁、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
143	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生設備のドレンフィルターにおけるケーシング、フィルター、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
144	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生設備の排水中和装置におけるpH計、電極、ポンプ、ホース、ディスプレイ、電磁弁、リレー、圧力計、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
145	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生設備の中水ポンプユニットにおけるモーター、軸受、圧力発信器、圧力タンク、スイッチ、インバーター、基板、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

146	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、衛生設備の井戸水ポンプユニットにおけるモーター、軸受、ディスプレイ、スイッチ、基板、薬注装置、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
147	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、医療ガス設備（酸素ガス配管設備、吸引配管設備、圧縮空気配管設備、余剰麻酔ガス排出配管設備等）のコンプレッサーにおける安全弁、冷却ファン、スクロール、モーター、エアクリーンユニット、スイッチ、操作盤、電源、基板、リレー、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
148	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、医療ガス設備（酸素ガス配管設備、吸引配管設備、圧縮空気配管設備、余剰麻酔ガス排出配管設備等）の吸引ポンプにおけるサイレンサー、ローター、ベアリング、給水装置、操作盤、リレー、電源、基板、バッテリー、シーケンサー、圧力モニタ、タッチパネル、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

149	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、中水処理設備におけるポンプ、タイミングギア、ベアリング、スクリーン、薬注装置、スイッチ、各ブロー、膜モジュール、充填材、シーケンサ、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
150	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、水景設備の循環ポンプにおけるケーシング、羽根車、メカニカルシール、軸受、ケーブル、モーター、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
151	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、水景設備のろ過ポンプにおけるケーシング、羽根車、メカニカルシール、軸受、ケーブル、モーター、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
152	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、水景設備のろ過装置における薬注装置、ろ材、制御盤、ディスプレイ、リレー、スイッチ、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。

153	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、水景設備の滅菌装置における薬注装置、タンク、ホース、ダイヤフラム、配管（継手等含む）、バルブ、計器類（電流計、圧力計、流量計、電力量計等）、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）等は、保守の範囲とする部品・消耗品等には該当せず、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	部品・消耗品等の該当性については、一義的には、社会通念上の区分によります。
154	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、新築建物のコンクリートからは大量の水分が放出されるため、新築建物の量などのカビが生えやすい材質は施設稼働や入居時まで湿度がコントロールできる環境（適宜除湿、換気を行いカビやダニの発生を防止できる場所）で保管することが必要であり、国が適切な管理を行わない状況でカビやダニを発生させた場合は、国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表（案）のとおりです。
155	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とあり、施設維持管理業務においては建築物と設備の保守・点検を行うこととされていますが、新築建物のコンクリートからの水分は大量に放出されることが予測されるため、新築建物の量などのカビが生えやすい材質は施設が稼働していても使用頻度の低い居室ではカビなどが生えることがあるため、使用状況に応じて防カビの薬剤散布等の対応が必要となった場合は、国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表（案）のとおりです。
156	要求水準書（案）	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とされていますが、国又は国の指定する第三者など民間事業者以外の責めに帰すべき事由に基づく場合又は瑕疵に基づく場合については民間事業者が行う保守や機能の維持を目的とした対応には含まれず、国が対応するとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表（案）のとおりです。

157	要求水準書(案)	4	4	第3定義	「保守とは、建築物、建築設備、医療機器、備品等の点検(損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること)等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い建築物、建築設備、医療機器、備品等の性能を常時正常な状態に保つことをいう。」とされていますが、国の施設運営都合や指示により、施設運営を変更したことが起因して施設の建築物または設備などに劣化や不具合が発生した場合は、契約時状態に戻す観点から、大規模修繕、修繕、更新工事、改修工事等の必要がある場合は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表(案)のとおりです。
158	要求水準書(案)	5	16	第1 運営理念 1.	「民間事業者によるシェアード・サービス等の導入による業務効率化」とあり、対象業務の例示として「総務系業務(経理事務、運転事務等)、収容関連サービス(衣類・寝具の提供、清掃・環境整備等)」となっておりますが、記載のない総務系業務のうちの庶務事務支援や各種統計作成支援、警備業務、さらには記載のない収容関連サービスの給食業務や理容等、医療業務支援の医療情報システム業務や医療機器等の整備、維持管理及び更新業務、医薬品・診療材料等の管理・搬送業務、医療関係事務支援業務もシェアード・サービス等の導入対象業務との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、提案及び協議によります。
159	要求水準書(案)	7	7	第2 事業対象	「職員宿舎(414戸)、敷地面積28,283㎡、建物延床面積27,260.5㎡」とされていますが、現行事業では「職員宿舎(354戸)、敷地面積22,724.00㎡、建物延床面積24,275.85㎡」と差異があります。次期事業の施設維持管理業務はケアセンターに併設される職員宿舎が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、施設維持管理業務に限らず、要求水準書案における「職員宿舎」には新設される職員宿舎が含まれます。
160	要求水準書(案)	10	33	第4 体制 1. (1) エ	個別業務責任者について、自動車運転と警備など複数の個別業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	貴見のとおりです。
161	要求水準書(案)	11	14	第4 体制 1. (2) ウ	「維持管理業務責任者・運営業務責任者は、原則それぞれの責任者を兼務することができないものとする」とありますが、これは維持管理業務責任者と運営業務責任者はともに兼務することはできないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務責任者と運営業務責任者を兼務することはできないとする趣旨です。
162	要求水準書(案)	11	14	第4 体制 1. (2) ウ	「維持管理業務責任者・運営業務責任者は、原則それぞれの責任者を兼務することができないものとする」とありますが、維持管理業務責任者が建築物保守・管理業務の個別業務責任者を兼務することや、運営業務責任者が給食業務の個別業務責任者等を兼務することは可能との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
163	要求水準書(案)	13	3	第6 業務全体に係る要求水準 2. 業務提供時間帯	「事前に国と協議の上、業務ごとに業務提供時間帯を設定する」とあります。日常作業については概ね開庁時間(8:30~17:00の間)に実施すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、貴見のとおりです。
164	要求水準書(案)	20	11	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「国が円滑にケアセンターの運営計画を作成できるように、スケジュールの作成及び費用の算出等の支援を行うこと。」とありますが、リハーサルは国にて実施すること、ならびに国が新規に調達する物品の検討・決定、調達の分担は国となっています。ここでいう「費用の算出等の支援」の想定について具体的にご教授ください。	リハーサルにおいて、民間事業者が「費用の算出等の支援」を行うことは想定しておりませんので、要求水準書に反映します。

165	要求水準書(案)	20	13	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「施設運営が円滑に開始できる状態にすること。」とされていますが、施設維持管理業務としては、竣工引き渡し後の各種設備動作のチェック、法定点検、空調機フィルター清掃、外調機エレメント交換等の日常的に必要な保守メンテナンス等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
166	要求水準書(案)	20	13	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「施設運営が円滑に開始できる状態にすること。」とされていますが、施設維持管理業務としては、竣工引き渡し後の建築物の確認、エネルギーマネジメントに関連する業務は不要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
167	要求水準書(案)	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務の対象はケアセンターの記載のため、ケアセンターに併設される職員宿舎については、竣工引き渡し後に実施する現状確認作業の点検等の運営準備は行いませんが、現行事業における問題点から入居していない部屋の換気作業は運営準備支援業務期間においても民間事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	新設される職員宿舎は、運営準備支援業務の対象に含まれません。
168	要求水準書(案)	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務の対象はケアセンターの建築設備と記載があるため、建築物については、竣工引き渡し後に実施する現状確認作業の点検等の運営準備は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
169	要求水準書(案)	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務の対象は高圧受電設備、地下オイルタンク、構内情報通信網設備、構内電話交換設備、エレベーター、空調設備、給排水設備、消防設備に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	国が指定する設備として、非常用発電設備を追加するとともに、構内情報通信網設備及び構内電話交換設備を除外し、要求水準書に反映します。
170	要求水準書(案)	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされています。運営準備支援業務を行う高圧受電設備は電気室に設置される高圧受電設備と考えますが、各階EPSに設置される分電盤や各部屋に設置されるコンセント、非常用発電機、燃料小出し槽、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)、停電信号連動試験等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	関係法令に基づいて必要となる点検等を想定してください。 なお、詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
171	要求水準書(案)	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされています。運営準備支援業務を行う高圧受電設備は電気室に設置される高圧受電設備と考えますが、各階EPSに設置される分電盤や各部屋に設置されるコンセント、非常用発電機、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)、停電信号連動試験等も業務に含む又は回答が明確ではない場合は、高圧受電設備における運営準備支援業務の対象となる内容について具体的に分かる資料を提示して下さい。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。

172	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う地下オイルタンクは地下に貯蔵されている地下オイルタンクと考えますが、付属される搬送ポンプ、操作盤、簡易貯蔵タンク、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、停電信号連動試験等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	関係法令に基づいて必要となる点検等を想定してください。 なお、詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
173	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う地下オイルタンクは地下に貯蔵されている地下オイルタンクと考えますが、付属される搬送ポンプ、操作盤、簡易貯蔵タンク、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、停電信号連動試験等も業務に含む又は回答が明確ではない場合は、地下オイルタンクにおける運営準備支援業務の対象となる内容について具体的に分かる資料を提示して下さい。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
174	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う構内情報通信網設備はサーバー室に設置される構内情報通信網設備と考えますが、各EPSのスイッチハブ、各部屋の端末機器、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	質問169番の回答のとおり、構内情報通信網設備は、国が指定する設備から除外します。
175	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う構内情報通信網設備はサーバー室に設置される構内情報通信網設備と考えますが、各EPSのスイッチハブ、各部屋の端末機器、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）等も業務に含む又は回答が明確ではない場合は、構内情報通信網設備における運営準備支援業務の対象となる内容について具体的に分かる資料を提示して下さい。	質問174番の回答のとおりです。
176	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う構内電話交換設備はMDF室に設置される構内電話交換設備と考えますが、各EPSの端子盤、各部屋の端末機器、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	質問169番の回答のとおり、構内電話交換設備は、国が指定する設備から除外します。
177	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う構内電話交換設備はMDF室に設置される構内電話交換設備と考えますが、各EPSの端子盤、各部屋の端末機器、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）等も業務に含む又は回答が明確ではない場合は、構内情報通信網設備における運営準備支援業務の対象となる内容について具体的に分かる資料を提示して下さい。	質問176番の回答のとおりです。

178	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行うエレベーターはエレベーターの運転状況を確認することを考えますが、エレベーターのロープ、ベアリング、ガイドレール、操作盤、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、地震・火災・停電信号連動試験等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	定期的な点検及び関係法令に基づいて必要となる点検等を想定してください。 なお、詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
179	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行うエレベーターはエレベーターの運転状況を確認することを考えますが、エレベーターのロープ、ベアリング、ガイドレール、操作盤、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、地震・火災・停電信号連動試験等も業務に含む又は回答が明確ではない場合は、エレベーターにおける運営準備支援業務の対象となる内容について具体的に分かる資料を提示して下さい。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
180	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う空調設備は各部屋に設置される空調設備の運転確認と考えますが、天井裏の空調機、屋外の室外機、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、ガス漏れ試験、火災・停電信号連動試験等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	関係法令に基づいて必要となる点検等を想定してください。 なお、詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
181	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う空調設備は各部屋に設置される空調設備の運転確認と考えますが、天井裏の空調機、屋外の室外機、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、ガス漏れ試験、火災・停電信号連動試験等も業務に含む又は回答が明確ではない場合は、空調設備における運営準備支援業務の対象となる内容について具体的に分かる資料を提示して下さい。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
182	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う給排水設備は各部屋に設置される給排水設備の運転確認と考えますが、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、地震信号連動試験（緊急遮断弁）、通水試験、着色試験等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	関係法令に基づいて必要となる点検等を想定してください。 なお、詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。

183	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う給排水設備は各部屋に設置される給排水設備の運転確認と考えますが、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、地震信号連動試験（緊急遮断弁）、通水試験、着色試験等も業務に含む又は回答が明確ではない場合は、給排水設備における運営準備支援業務の対象となる内容について具体的に分かる資料を提示して下さい。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
184	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う消防設備は各部屋に設置される消防設備の状態確認と考えますが、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、屋内消火栓設備放水試験、火災信号連動試験等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	関係法令に基づいて必要となる点検等を想定してください。 なお、詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
185	要求水準書（案）	21	3	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備のうち、国が指定する設備について必要な法定点検等を実施すること。業務の詳細については、要求水準書第3編-第3-3. 建築設備保守・管理・運転監視業務を参照すること。」とされていますが、運営準備支援業務を行う消防設備は各部屋に設置される消防設備の状態確認と考えますが、配線（電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む）、配管（継手等含む）、屋内消火栓設備放水試験、火災信号連動試験等も業務に含む又は回答が明確ではない場合は、消防設備における運営準備支援業務の対象となる内容について具体的に分かる資料を提示して下さい。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
186	要求水準書（案）	21	6	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	リハーサルの想定実施回数をご教示ください。	具体的な回数をお示しすることは困難ですが、業務ごとに必要なリハーサルの内容や回数を今後検討します。
187	要求水準書（案）	21	14	第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「事業者が整備し、国の職員が使用する医療機器等については、使用開始前の準備段階において、必要に応じて複数回の操作オリエンテーションを開催すること」とあります。医療機器等には、医療情報システムも含まれるとの理解で良いでしょうか。	貴見のとおりですが、医療情報システムに係る導入スケジュールは、要求水準書案別紙8によります。
188	要求水準書（案）	21		第2 運営準備支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	ケアセンターの開庁式は予定されているでしょうか。	内容や時期は未定ですが、実施予定です。
189	要求水準書（案）	23	2	第3 施設維持管理業務	対象が「全施設」とされていますが、要求水準書（案）25ページには「ケアセンターの建築物保守・管理業務を除く」との記載があるため、全ての記述において「ケアセンターの建築物保守・管理業務を除く」という考え方で業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
190	要求水準書（案）	23	2	第3 施設維持管理業務	対象が「全施設」とされていますが、要求水準書（案）39ページには「ケアセンターのエネルギーマネジメント業務を除く」との記載があるため、全ての記述において「ケアセンターのエネルギーマネジメント業務を除く」という考え方で業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

191	要求水準書(案)	23	5	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め、次の業務を行う。」とされていますが、契約時の図面に記載されていない建築物や設備の新築工事、増築工事、改修工事、増設工事等による対象物は民間事業者の業務内容の対象外との理解でよろしいでしょうか。	契約後に国が実施する工事により契約時の現況に変更が生じる場合については、貴見のとおりです。
192	要求水準書(案)	23	5	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め、次の業務を行う。」とされていますが、竣工引き渡しから各建物において給排水設備の改修工事や空調設備増設工事、コンセント増設工事など図面に反映されていない国による修繕又は改修工事、増設工事等があるため、入札を行うための積算資料として提供される図面には、それら全ての内容が反映されているとの理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりです。契約時にお示した図面等の記載に基づき、業務内容の対象を決定します。 なお、提示した図面と現況に差異があることについて、入札参加者が知り得ていたのにあえて指摘しなかった場合は現況が優先するものとします。
193	要求水準書(案)	23	5	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め、次の業務を行う。」とされていますが、特定建築物の定期報告(12条点検)では、竣工もしくは外壁の改修工事から10年経過した最初の定期報告で外壁の全面調査(ドローンによる赤外線調査も含む)を行う必要があり、その際にドローンなどの飛行物による点検が可能との理解でよろしいでしょうか。	関係法令に反しない限り可能です。
194	要求水準書(案)	23	5	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め、次の業務を行う。」とされていますが、特定建築物の定期報告(12条点検)では、竣工もしくは外壁の改修工事から10年経過した最初の定期報告で外壁の全面調査(ドローンによる赤外線調査も含む)を行う必要があり、その際にドローンなどの飛行物による点検が不可の場合又は回答が明確ではない場合は、外壁の全面打診調査を行うための足場の設置が必要となるため、その仮設物は国にて費用負担も含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	質問193番の回答のとおりです。
195	要求水準書(案)	23	6	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	「国が関係法令に基づき行うことになっている点検、検査、測定、記録及びこれらに必要な一切の資料作成を行い、国が実施する必要な関係機関への届出を支援する。」とされていますが、保守メンテナンスに関して関係法令を遵守していれば、手法や仕様を指定されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	保安警備上その他施設の管理運営上の支障が生じない限り、貴見のとおりです。
196	要求水準書(案)	24	7	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	「防火管理者又は防災管理者の選任」について、対象施設ごとに防火管理をするのか、医療(成人)で一元管理をするのか、権限数を含めてご教示ください。	既存建物については、一元管理となりますが、新設される建物の扱いについては関係機関の指示によります。
197	要求水準書(案)	24	7	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	「防火管理者及び防災管理者の選任」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物において防火管理者及び防災管理者の選任は、現行事業の既存建物の選任者と兼務が可能との理解でよろしいでしょうか。	関係機関の指示によります。
198	要求水準書(案)	24	12	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	「その他、防火及び防災上必要な業務(消火器の設置・管理・更新を含む)」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物において消火器初年度設置は国側が新品を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	一部を除いて、国側が新品を設置します(別紙2「現有備品及び想定調達備品リスト」参照)。

199	要求水準書（案）	24	12	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施 ア	「その他、防火及び防災上必要な業務（消火器の設置・管理・更新を含む）」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物における自衛消防組織は、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物から、現行事業における既存建物の防災センターへ火災信号等が届かない設定かつ防災センターから離れた建物であれば、現行事業における既存建物の自衛消防組織が火災などの災害発生時に迅速かつ的確に対応することは実務上困難となるため、民間事業者は関わらず国にて自衛消防組織を形成するとの理解でよろしいでしょうか。	新設される建物に係る自衛消防組織の扱いについては関係機関の指示を踏まえ決定します。
200	要求水準書（案）	25	2	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務	「ケアセンターを除く」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎もケアセンター同様に除くとの理解でよろしいでしょうか。 (27ページの業務区分NO.8に該当する職員宿舎の維持管理の項目は実施することを前提として。)	質問159番の回答のとおりです。
201	要求水準書（案）	25	10	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (2) 業務概要	「保守・管理に係る機器・備品の整備、管理、更新。」とされていますが、これらの対象物は建築物の保守・管理を行うために必要な民間事業者が用意した工具や測定器などの機器や備品であり、国の資産となる機器や備品のことではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
202	要求水準書（案）	25	18	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築物の不具合（例：仕上げ材のひび割れ等）を発見し、修繕を要する場合は、修繕が行われるまで機能の維持を目的とした対応を行い」とありますが、緊急な対応に必要な修繕（被収容者の逃走のおそれのある事象等）の対応を事業者で負担した場合、修繕の負担区分が国であることより、修繕実施後に国より精算されるという理解でよろしいでしょうか。	事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難です。
203	要求水準書（案）	25	18	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築物の不具合（例：仕上げ材のひび割れ等）を発見し、修繕を要する場合は、修繕が行われるまで機能の維持を目的とした対応を行い」とありますが、この対応は常駐スタッフが駆けつけ、その場で対応できる範囲に限定されるという認識でよろしいでしょうか。具体例があればご教授ください。	常駐スタッフであるか否かにかかわらず、修繕が行われるまでの間、被害が最小となるよう機能の維持を目的とした対応を実施していただきます。
204	要求水準書（案）	25	18	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築物の不具合（例：仕上げ材のひび割れ等）を発見し、修繕を要する場合は、修繕が行われるまで機能の維持を目的とした対応を行い」とありますが、修繕の可否は国が実施判断をするものと理解します。保守・管理業務での対応だけでは機能維持に限界があると思料します。国側の修繕の可否判断についての考え方をご教授ください。	必要性及び緊急性等を勘案して修繕を実施します。
205	要求水準書（案）	25	18	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築物の不具合（例：仕上げ材のひび割れ等）を発見し、修繕を要する場合は、修繕が行われるまで機能の維持を目的とした対応を行い、国に遅滞なく報告すること。」とされていますが、現行事業における要求水準書では、機能の維持を目的とした対応ではなく、一時対応との記載でした。民間事業者が行う対応は国による修繕が終わるまでの短期間について機能の維持を目的とした対応を行うとの理解でよろしいでしょうか。	修繕が行われるまでの間、被害が最小となるよう機能の維持を目的とした対応を実施していただきます。

206	要求水準書（案）	26	3	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」の業務頻度が毎開庁日となっています。一方、同一行の要求水準欄では「国と協議の上、点検及び確認の周期を定めること」とあります。これは業務実施の対象日は毎開庁日ではあるが、その周期は国との協議で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
207	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、国が実施する業務範囲としては、大規模修繕、修繕、更新工事、新築工事、増築工事、改修工事、増設工事等の民間事業者が行う保守以外との理解でよろしいでしょうか。	官民の分担は、要求水準書案のとおりです。
208	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、国が実施する業務範囲としては、大規模修繕、修繕、更新工事、新築工事、増築工事、改修工事、増設工事等の民間事業者が行う保守以外と考えますが、建築物に限らず、設備に関しても同等の対応との理解でよろしいでしょうか。	官民の分担は、要求水準書案のとおりです。
209	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、国が実施する業務範囲としては、大規模修繕、修繕、更新工事、新築工事、増築工事、改修工事、増設工事等の民間事業者が行う保守以外の作業や工事等により、対象物のメーカー、仕様、台数等の変更が行われたことが原因でメンテナンス費用等が増えた場合は、追加費用については国に別途請求できるという理解でよろしいでしょうか。	事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難です。
210	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。ただし、事業者は修繕の計画立案(長期修繕計画も含む。)を行い、運営開始日までに修繕計画書を提出すること。」とされていますが、全ての建物において国が予定している修繕、更新等の時期が記載されている中長期修繕計画（建築物・設備）を開示して下さい。	建物については、必要性及び緊急性等を勘案して修繕を実施します。
211	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。ただし、事業者は修繕の計画立案(長期修繕計画も含む。)を行い、運営開始日までに修繕計画書を提出すること。」とされていますが、全ての建物において国が予定している修繕、更新等の時期が記載されている中長期修繕計画（建築物・設備）に記載されている修繕、更新等の時期を以て、全ての建築物・設備が修繕、更新等が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	建物については、必要性及び緊急性等を勘案して修繕を実施します。
212	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。ただし、事業者は修繕の計画立案(長期修繕計画も含む。)を行い、運営開始日までに修繕計画書を提出すること。」とされていますが、全ての建物において中長期修繕計画（建築物・設備）に関する更新時期を超過した建築物・設備を使用し、国が建築物・設備を修繕、更新等をしていないことに起因して起きる事象に関しては民間事業者の責任にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難です。

213	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、アジ研・法総研の屋根のシーリング材剥離、塗膜防水のひび割れ、エキスパンションジョイント目地のシーリング材破断、中央監視制御装置の操作端末（PC）動作不良など、現状修繕又は更新等が必要な不具合は2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新は国側の判断において実施します。
214	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、公安研の外壁目地シーリング材の硬化や部分的な剥離、外壁のひび割れ、内壁のひび割れ、中央監視制御装置の操作端末（PC）動作不良など、現状修繕又は更新等が必要な不具合は2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新は国側の判断において実施します。
215	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、矯正研のタイル・外壁のひび割れ、内壁のひび割れ、白華現象、サビ汁の析出、塗床のひび割れ、中央監視制御装置の操作端末（PC）動作不良など、現状修繕又は更新等が必要な不具合は2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新は国側の判断において実施します。
216	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、医療（成人）の各階機械室や階段室などで多数発生している雨水浸入による不具合など、現状修繕又は更新等が必要な不具合は2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新は国側の判断において実施します。
217	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、医療（成人）の塗床の剥離、シーリング材の剥離、内壁のひび割れ、白華現象、外壁のひび割れ、露出アスファルト防水の継目劣化、塗床のひび割れ、塗床の剥離、天井の破損、中央監視制御装置の操作端末（PC）動作不良など、現状修繕又は更新等が必要な不具合は2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新は国側の判断において実施します。
218	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、医療（少年）の外壁ひび割れ、白華現象、目地シーリング材の劣化、外壁のひび割れ、サビ汁の析出、内壁のひび割れ、屋根の露出アスファルト防水継目のひび割れ、露出アスファルト防水保護コンクリートの浮きや破損など、現状修繕又は更新等が必要な不具合は2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新は国側の判断において実施します。
219	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、西少鑑の塗床の剥離、外壁のひび割れ、庇のひび割れ、屋根の露出アスファルト防水保護コンクリートの浮きや破損、中央監視制御装置の操作端末（PC）動作不良など、現状修繕又は更新等が必要な不具合は2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新は国側の判断において実施します。

220	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、職員宿舎の外壁のひび割れ、表面塗装の剥離、外壁内部鉄筋の露出、屋根の露出アスファルト防水継目のひび割れや膨れなど、現状修繕又は更新等が必要な不具合は2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新は国側の判断において実施します。
221	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「大規模修繕及び修繕は、国が実施する。」とされていますが、共同溝の壁面のひび割れ、白華現象、漏水、矯正研グラウンド内給排気塔屋根の露出アスファルト防水の浮き・亀裂・塗膜劣化など、現状修繕又は更新等が必要な不具合は2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕又は更新は国側の判断において実施します。
222	要求水準書（案）	26	19	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築物に係る修繕の必要が生じた場合、修繕が行われるまで被害が最小となるよう機能の維持を目的とした対応を実施すること。」とされていますが、民間事業者による機能の維持を目的とした対応にて故意や過失がないにも関わらず破損や不具合が生じた際の責任は国に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	同破損や不具合が生じたことにつき、民間事業者に帰責性が認められない場合は、貴見のとおりです。
223	要求水準書（案）	27	7	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「外構の維持管理」の業務頻度が毎開庁日となっています。これは業務実施の対象日は毎開庁日ではあるが、その周期は国との協議で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
224	要求水準書（案）	27	18	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	「職員宿舎の共用部分（職員に貸与されていない宿舎等を含む。以下同じ。）の維持管理を行うこと。」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
225	要求水準書（案）	27	20	第3 施設維持管理業務 2. 建築物保守・管理業務 (3) 業務内容及び要求水準	修繕が行われるまでとありますが、修繕の可否は国が実施判断をするものと理解します。保守・管理業務での対応だけでは機能維持に限界があると史料します。国側の修繕の可否判断についての考え方を教えてください。	必要性及び緊急性等を勘案して修繕を実施します。
226	要求水準書（案）	30	4	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転管理業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。」とされていますが、各種設備にはメーカー推奨交換時期（耐用年数）が決められているものがあり、メーカーとして機器の性能を保証する期間を超過すると、その設備の性能は維持できない可能性があります。その対象物の点検は民間事業者が実施しますが、部品・消耗品交換、修繕、更新等は国が行うとの理解でよろしいでしょうか。	官民の分担は、要求水準書案のとおりです。

227	要求水準書(案)	30	4	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。」とされていますが、各種設備にはメーカー推奨交換時期(耐用年数)が決められているものがあり、メーカーとして機器の性能を保証する期間を超過すると、その設備の性能は維持できない可能性があります。保証期間を超過しても国側にて修繕や更新が行われなかった場合において機器が壊れた際の責任は民間事業者にはないとの理解でよろしいでしょうか。	同破損が国が修繕又は更新を実施しないことのみ起因している場合は、貴見のとおりです。
228	要求水準書(案)	30	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「適切な保守・管理・運転監視が行われなかったことにより発生した損害は民間事業者が負担することとする。」とされていますが、その判断基準は国と民間事業者において運用方法を事前に協議していた内容があるにも関わらず、民間事業者が適切な保守・管理・運転監視を行わなかったことにより発生するものが対象との理解でよろしいでしょうか。	御指摘の場合を含め、民間事業者に帰責性が認められる場合をいいます。
229	要求水準書(案)	30	18	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「当該業務の従事職員は、365日24時間を通して運転監視を行えるよう配置され、設備等に不具合が生じた場合には速やかに対応すること。」とされていますが、メーカー推奨交換時期(耐用年数)が過ぎ、中長期修繕計画書にて民間事業者から国に対して修繕又は更新等の必要性を提案しているが、修繕又は更新等が実施されずに使用を継続し、不具合が発生してから民間事業者が対処する時、対象物によっては速やかに対応することが困難な場合があるため、その場合は民間事業者による責任はないとの理解でよろしいでしょうか。	同不具合が国が修繕又は更新を実施しないことのみ起因している場合は、貴見のとおりです。
230	要求水準書(案)	31	5	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」の業務頻度が毎開庁日となっています。一方、同一行の要求水準欄では「国と協議の上、点検及び確認の周期を定めること」とあります。これは業務実施の対象日は毎開庁日ではあるが、その周期は国との協議で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
231	要求水準書(案)	31	6	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「定期点検時には、機器・装置等の運転又は操作を行い、所要の機能が発揮できる状態を確認すること。」とされていますが、全ての建物において受変電設備年次点検に伴う計画停電は全館停電で実施するとの理解でよろしいでしょうか。なお、全館停電でない場合は、その際の仮設電源や電源盛替え作業は国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センターについては、医療施設であることから完全停電をすることができないため、全館停電で実施することはできません。また、その際の仮設電源や電源盛替え作業については民間負担です。
232	要求水準書(案)	31	17	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「建築設備の保守・管理・運転監視に当たり、必要となる工具類の備品を自らの責において調達し、適切に管理、更新すること。」とされていますが、これらの対象物は保守・管理を行うために必要な民間事業者が用意した工具や測定器などの工具類の備品であり、国の資産となるパソコン、マウス、キーボード、配管(継手等含む)、バルブ、計器類(電流計、圧力計、電力量計等)、配線(電源線・通信線・弱電線・LANケーブル等含む)等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

233	要求水準書（案）	31	20	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「点検・保守の結果等により、要求性能を維持できないおそれや、耐久性を損なうおそれがあることが確認された場合には耐用年数内の機器については民間事業者の責任において機能回復のための措置を実施し、耐用年数を超過した機器については修繕方法を国に提案すること。」とされていますが、国と民間事業者のどちらが行う対応か判断するための基準は耐用年数との理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりです。 なお、耐用年数を超過した機器についても、保守・管理・運転監視は民間事業者が行うこととなります。
234	要求水準書（案）	31	20	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「点検・保守の結果等により、要求性能を維持できないおそれや、耐久性を損なうおそれがあることが確認された場合には耐用年数内の機器については民間事業者の責任において機能回復のための措置を実施し、耐用年数を超過した機器については修繕方法を国に提案すること。」とされていますが、耐用年数内の機器について民間事業者による機能回復のための措置で機能回復ができない場合は、国にて修繕又は更新等するとの理解でよろしいでしょうか。	耐用年数内の機器については、民間事業者の責任において機能回復を行うことが求められます（ただし、民間事業者に帰責性がない場合を除きます。）。
235	要求水準書（案）	31	20	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「点検・保守の結果等により、要求性能を維持できないおそれや、耐久性を損なうおそれがあることが確認された場合には耐用年数内の機器については民間事業者の責任において機能回復のための措置を実施し、耐用年数を超過した機器については修繕方法を国に提案すること。」とありますが、製造業者等の都合で耐用年数内であっても機能回復の措置が実施不可能な場合も想定されますので、この場合も「耐用年数を超過した機器については修繕方法を提案すること」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難です。
236	要求水準書（案）	31	21	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「耐用年数内の機器については民間事業者の責任において機能回復のための措置を実施」とありますが、耐用年数の定義は国税庁が公開している耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第一））で規定されている耐用年数との理解でよろしいでしょうか。	製造業者等により耐用年数が示されている場合は、当該年数をいいます。製造業者等により示された年数がない場合は、御指摘の耐用年数表によります。
237	要求水準書（案）	31	21	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「耐用年数内の機器については民間事業者の責任において機能回復のための措置を実施」とありますが、ここで言う「措置」とは要求水準書の保守の定義にある「性能の維持、機能回復又は危険防止のための部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等」との理解で、修繕や更新は含まれてないとのよろしいでしょうか。	機能回復のために必要な作業を実施していただきます。
238	要求水準書（案）	32	3	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「設備の運転状況監視・制御及び記録の作成、国への報告」は毎開庁日となっていますので、開庁日は不要との理解でよろしいでしょうか。	記録については開庁日も作成し、翌開庁日にまとめて提出いただくこととなります。

239	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、民間事業者は高圧受電設備・地下オイルタンク・構内情報通信網設備・構内電話交換設備・エレベーター・空調設備・給排水設備・消防設備のみについて、関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案を行うことが必要になるとの理解でよろしいでしょうか。	質問169番の回答のとおりです。
240	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、民間事業者は高圧受電設備・地下オイルタンク・構内情報通信網設備・構内電話交換設備・エレベーター・空調設備・給排水設備・消防設備について、異常箇所の復旧・修繕等に係る対応・提案を行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、対象設備については、質問169番の回答のとおりです。
241	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物においてもケアセンター同様に劣化診断は除くとの理解でよろしいでしょうか。	質問159番の回答のとおりです。
242	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物における保安規定を開示して下さい。	現時点で保安規程は作成されていません。
243	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物における建築物環境衛生管理技術者の選任については、民間事業者からの選任の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	新設される職員宿舎については、民間事業者において選任の必要があります。ケアセンターについては、民間事業者において選任の必要はありません。
244	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物における建築物環境衛生管理技術者の選任については、民間事業者からの選任の必要がある場合は、現行事業における既存建物の選任者と兼務が可能との理解でよろしいでしょうか。	新設される職員宿舎については民間事業者において選任の必要がありますが、兼務は可能です。

245	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物における電気主任技術者の選任について民間事業者からの選任の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	新設される職員宿舎については、民間事業者において選任の必要がありません。ケアセンターについては、民間事業者において選任の必要はありません。
246	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物における電気主任技術者の選任について民間事業者からの選任の必要がある場合は、現行事業における既存建物の選任者と兼務が可能との理解でよろしいでしょうか。	質問244番の回答のとおりです。
247	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターにおいて、停電を伴う受変電設備年次点検は全館停電にて点検を実施するとの理解でよろしいでしょうか。なお、全館停電でない場合は、その際の仮設電源や電源盛替え作業は国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	全館停電で差し支えありません。
248	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターにおいて、停電を伴う受変電設備年次点検に使用するダブルスローはないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
249	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎において、停電を伴う受変電設備年次点検は不要との理解でよろしいでしょうか。	質問159番の回答のとおりです。
250	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、高圧受電設備は電気室に設置される高圧受電設備を示しており、各階EPSに設置される分電盤や各部屋に設置されるコンセント、非常用発電機などは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	関係法令に基づく点検等を想定してください。詳細は、競争参加資格確認後にて提供する資料による判断又は協議によります。なお、質問169番の回答のとおり、非常用発電設備を追加し、要求水準書に反映します。

251	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物における危険物取扱者の選任について民間事業者からの選任の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	新設される職員宿舎については、民間事業者において選任の必要がありません。ケアセンターについては、民間事業者において選任の必要はありません。
252	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンター及びケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物における危険物取扱者の選任について民間事業者からの選任の必要がある場合は、現行事業における既存建物の選任者と兼務が可能との理解でよろしいでしょうか。	関係機関からの指示によります。
253	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターの構内情報通信網設備において、保守・管理を行うための関係法令とは何を示すか不明であるため、具体的な内容を提示して下さい。	構内情報通信網設備の保守・管理は国で実施します。
254	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターの構内電話交換設備において、保守・管理を行うための関係法令とは何を示すか不明であるため、具体的な内容を提示して下さい。	構内電話交換設備の保守・管理は国で実施します。
255	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターの空調設備について、空調設備フィルター清掃、外調機エレメント交換等の日常的に必要なメンテナンス等は民間事業者が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	御質問に係る業務については国で実施します。
256	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターの給排水設備について、どのような設備が含まれるのか具体的に明示して下さい。	競争参加資格確認後に提供する資料から御判断ください。

257	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、民間事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターの消防設備について、どのような設備が含まれるのか具体的に明示して下さい。	競争参加資格確認後に提供する資料から御判断ください。
258	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは特定建築設備定期検査を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
259	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは建築設備定期検査を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	御指摘の定期検査は必要な建物であるところ、同検査は国で実施する想定です。
260	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは防火設備定期検査を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	御指摘の定期検査は必要な建物であるところ、同検査は国で実施する想定です。
261	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは防火防災管理点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	御指摘の点検は必要な建物であるところ、同点検は消防設備に係る関係法令に基づき、民間事業者において実施する想定です。
262	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは非常用発電機点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	関係法令に基づく点検等を委託する想定であり、要求水準書に反映します。

263	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは排水槽清掃を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	排水槽清掃を委託する想定であり、要求水準書に反映します。
264	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは大門点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
265	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは自動ドア点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
266	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは監視カメラ設備点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
267	要求水準書（案）	32	16	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	「ケアセンターについては、上記表によらず国が保守・管理することとするが、以下については、事業者において同表N02「関係法令に基づく日常点検、定期点検、検査、測定の実施及び記録の作成、国への報告、対応に係る提案」に基づく点検等を実施すること。ただし、劣化診断は除く。」とされていますが、ケアセンターは防犯線設備点検を必要としない建物との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
268	要求水準書（案）	34	1	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準	別表アにおいて示されている電気設備、機械設備のうち、耐用年数を超過しているものについては、国にて更新済との理解でよろしいでしょうか。もし更新されていない設備がありましたら、あわせてご教授ください。	前段について、更新は必要性及び緊急性等を勘案して実施します。後段について、競争参加資格確認後に提示します。

269	要求水準書（案）	34	8	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ①電気設備	「発電設備（自家発電設備）については、発電電力を安定して供給できる状態を維持する。」とされていますが、発電設備の使用に伴うA重油などの燃料給油やA重油などの燃料経年劣化に伴う入れ替え等は、国にて費用負担を含めた実施との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
270	要求水準書（案）	35	12	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「給水設備については、貯水槽等は定期的に清掃を行い、常に用途に適した水質及び水量を衛生的に供給できる状態を維持する。」とされていますが、現行事業における既存建物における給水設備の管継手にはゼットロックやエスロカチットなどが採用されており、過去8年間で接続箇所が外れた不具合が最近発生した事案も含めて8件も発生している。このように同様の不具合が複数発生していることから、設計・施工の品質に関連する問題があると認識しているため、今後も同様の不具合発生が想定されます。万が一、再度同様の案件が発生する場合は、すでに問題が判明している案件のため、民間事業者による機能の維持を目的とした保守や対応は行わず、現状不具合が発生していない管継手を含めた管継手全てにおいて、2027年3月末日までに国にて修繕又は更新等されるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕は必要性及び緊急性等を勘案して実施します。
271	要求水準書（案）	35	12	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 ア別表ア：保守・管理に係る要求性能 ②機械設備	「給水設備については、貯水槽等は定期的に清掃を行い、常に用途に適した水質及び水量を衛生的に供給できる状態を維持する。」とされていますが、現行事業における既存建物における給水設備の管継手にはゼットロックやエスロカチットなどが採用されており、過去8年間で接続箇所が外れた不具合が最近発生した事案も含めて8件も発生している。このように同様の不具合が複数発生していることから、設計・施工の品質に関連する問題があると認識しているため、今後も同様の不具合発生が想定されます。ケアセンターやケアセンターに併設される職員宿舎など新規に建設される建物においては、これらの工法は採用されていないとの理解でよろしいでしょうか。	競争参加資格後に提供する資料を御確認ください。
272	要求水準書（案）	36	8	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3) 業務内容及び要求水準 イ別表イ：運転監視に係る要求性能 ①電気設備	「LED照明の場合は器具交換を含む。」とされていますが、LED照明は一般的に耐用年数10年と言われているため、メーカー推奨交換時期（耐用年数）を超過したLED照明は国による修繕又は更新等の対象となり、民間事業者が行う対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、LED照明の交換は器具を含めて民間事業者の業務となります。

273	要求水準書（案）	36	8	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3)業務内容及び要求水準 イ別表イ：運転監視に係る要求性能 ①電気設備	「LED照明の場合は器具交換を含む。」とされていますが、LED照明は一般的に耐用年数10年と言われているため、民間事業者が行う保守の前提条件として、国によるLED照明全数更新工事が2027年3月末日までに実施するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、LED照明の交換は器具を含めて民間事業者の業務となります。 現行事業における全数工事は予定しておりません。
274	要求水準書（案）	38	3	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (3)業務内容及び要求水準	「修繕記録(保管のみ)を実施すること。」とされていますが、国が実施する大規模修繕、修繕、更新工事、新築工事、増築工事、改修工事、増設工事等について報告書に取りまとめ、民間事業者に情報開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	国の指定する修繕記録を保管いただきます。
275	要求水準書（案）	38	9	第3 施設維持管理業務 3. 建築設備保守・管理・運転監視業務 (4)費用の区分	蛍光灯、フィルター、管球（LED照明の器具を含む）等の備品及び薬剤等の消耗品が事業者負担となっています。一般的には「LED照明の器具」となると、LED電球をはめ込む本体を指し、そのために配線工事が必要になります。またLED照明は一般的には4万時間から5万時間が寿命であり、ケアセンターを除く施設内全てのものが寿命を迎えます。「LED照明の器具」とはLED電球の交換との理解でよろしいでしょうか。「器具」の定義についてどこまで含まれるかが不明ですので、具体的にご教授ください。	配線工事等を含めて全て民間事業者の業務となります。
276	要求水準書（案）	39	2	第3 施設維持管理業務 4. エネルギーマネジメント業務	「ケアセンターを除く。」とされていますが、ケアセンターに併設される職員宿舎もケアセンター同様に除くとの理解でよろしいでしょうか。	質問159番の回答のとおりです。
277	要求水準書（案）	39	2	第3 施設維持管理業務 4. エネルギーマネジメント業務	「ケアセンターを除く。」とされていますが、ケアセンターは法務省が提出する省エネルギー法定期報告書や環境確保条例に基づく定期報告書等の提出の必要がない建物との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
278	要求水準書（案）	39	2	第3 施設維持管理業務 4. エネルギーマネジメント業務	「ケアセンターを除く。」とされていますが、ケアセンターは法務省が提出する省エネルギー法定期報告書や環境確保条例に基づく定期報告書等の提出の必要がある場合は、定期的な水光熱使用量のデータ収集作業が必要になりますが、その作業は民間事業者が実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
279	要求水準書（案）	39	2	第3 施設維持管理業務 4. エネルギーマネジメント業務	「ケアセンターを除く。」とされていますが、ケアセンターは法務省が提出する省エネルギー法定期報告書や環境確保条例に基づく定期報告書等の提出の必要がある場合は、エネルギーマネジメント業務に関連する省エネルギー活動等の計画、実行、チェック、修正、報告等が必要になりますが、その作業は民間事業者が実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

280	要求水準書（案）	39	2	第3 施設維持管理業務 4. エネルギーマネジメント業務	「ケアセンターを除く。」とされていますが、ケアセンターは法務省が提出する省エネルギー法定報告書や環境確保条例に基づく定期報告書等の提出の必要がある建物の場合、現行事業における既存建物の取りまとめは民間事業者が行っていますが、ケアセンターの場合、民間事業者ではなく国が報告書の取りまとめを行うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
281	要求水準書（案）	42	6	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (1) 基本的な考え方	「シェアードサービス等を利用して業務効率化につながるような提案を行うこと」とあります。シェアード・サービス（複数施設に重複する間接業務をひとつにまとめ、人件費の削減や業務効率化を目指すもの）の考え方より、医療（少年）、ケアセンター、西少鑑には事業者側のスタッフを配置しない提案も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、提案及び協議によります。
282	要求水準書（案）	42	6	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (1) 基本的な考え方	「シェアードサービス等を利用して業務効率化につながるような提案を行うこと」とあります。シェアード・サービス（複数施設に重複する間接業務をひとつにまとめ、人件費の削減や業務効率化を目指すもの）の考え方より、庶務経理等事務支援業務の一部を支援としている事業者側のみの提案で業務効率化の提案をすることには限界があると思料します。国側としてのお考えをお示してください。	要求水準を満たす限りにおいて、民間事業者の提案に応じ、国と民間事業者で協議を行う余地はあります。
283	要求水準書（案）	42	6	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (1) 基本的な考え方	文書等の発受や電話交換、その他事務支援等、各施設ごとに対応しなくてはならない業務や、各施設内で作成しなくてはならない書類等シェアードサービスの対象外となる業務があればご教示ください。	シェアードサービス等の導入範囲については、要求水準を満たす限りにおいて、提案及び協議によります。
284	要求水準書（案）	42	6	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (1) 基本的な考え方	「シェアードサービス等を利用して～」とありますが、医療（成人）に集約して業務を行う場合、使用する各種システムすべてが医療（成人）で操作可能、各施設すべてのデータが集約されているという認識でよろしいでしょうか。	競争参加資格確認後に提示します。
285	要求水準書（案）	42	6	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (1) 基本的な考え方	「シェアードサービス等を利用して～」とありますが、医療（成人）に集約して業務を行う場合、各施設の書類は国職員の方が医療（成人）に提出していただける認識でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、提案及び協議によります。
286	要求水準書（案）	45	14	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	ケアセンターを除く施設の窓口対応（差し入れ、宅下り業務を含む）、来訪者の接遇その他の庶務業務に係る一次対応を行うこととなっておりますが、法務省ホームページ内の「面会受付時間一覧」では12:15～13:00は面会受付時間ではないので、その時間帯は窓口業務は不要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

287	要求水準書（案）	45	14	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「窓口対応（差入れ・宅下り業務を含む）」とありますが、物品の受付のみを行い、物品の可否や領置金等の差入れは国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	物品の不許可処分や領置金の差入れについては国で実施します。
288	要求水準書（案）	46	8	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	42ページの(2)業務概要では、各種統計作成支援は医療（成人）、医療（少年）、西少鑑となっていることより、「月報・年報の作成」の対象には、ケアセンターは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
289	要求水準書（案）	46	13	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	各施設で保管義務のある帳簿をご教示ください。	競争参加資格確認後に提示します。
290	要求水準書（案）	47	23	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「調達物品のとりまとめ・確定」業務のみケアセンターを含むという認識で宜しいでしょうか。	業務項目「物品調達事務支援」について民間事業者が担当する業務は貴見のとおりです。
291	要求水準書（案）	48	5	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	42ページの(2)業務概要では、被収容者等の自弁物品購入支援は医療（成人）、医療（少年）、西少鑑となっていることより、「被収容者等の自弁物品購入支援」の対象には、ケアセンターは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
292	要求水準書（案）	51	4	第4 運営業務総務業務 2. 自動車運転業務 (3) 業務内容及び要求水準	新規調達する護送用車両の乗用車（7人乗～8人乗）2台について、要求水準書（案）別紙4 官用車新規調達リストでは、1台がストレッチャー仕様とあります。乗用車サイズでストレッチャーを搭載すると後部座席に1名しか乗車出来なくなり護送用途には適さないと考えられますので、1台はライトバンと考えてよろしいでしょうか。	現地協議において使用用途に一致する同等の車種を調達して差し支えありません。
293	要求水準書（案）	51	9	第4 運営業務総務業務 2. 自動車運転業務 (3) 業務内容及び要求水準	要求水準書（案）別紙4 官用車更新リスト及び官用車新規調達リストに車種名が記載されていますが、車種の指定があるという認識でしょうか。	別紙4 においては、現状国が想定している車種を記載していますが、車両新規購入時及び更新時に現地協議において同等の車種の更新を予定しております。

294	要求水準書（案）	51	11	第4 運營業務総務業務 2. 自動車運転業務 (3) 業務内容及び要求水準	「安全運転管理者及び整備管理者を選任すること」とあります。業務の対象施設として複数ありますが、安全運転管理者、整備管理者とも対象施設全体を通して、1名のみ選任すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	各種法令に反しない限り、施設ごとに別の者を選任する必要はありません。
295	要求水準書（案）	51	11	第4 運營業務総務業務 2. 自動車運転業務 (3) 業務内容及び要求水準	「安全運転管理者及び整備管理者を選任すること」とあります。安全運転管理者、整備管理者とも常駐の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	各種法令に反しない限り、貴見のとおりです。
296	要求水準書（案）	51	11	第4 運營業務総務業務 2. 自動車運転業務 (3) 業務内容及び要求水準	「安全運転管理者及び整備管理者を選任すること」とあります。安全運転管理者、整備管理者は兼任することが可能との理解でよろしいでしょうか。	各種法令に反しない限り、貴見のとおりです。
297	要求水準書（案）	51	17	第4 運營業務総務業務 2. 自動車運転業務 (3) 業務内容及び要求水準	現行事業にて調達された車両は次期事業開始時点において最低1回は車両更新が実施されているという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
298	要求水準書（案）	51	19	第4 運營業務総務業務 2. 自動車運転業務 (3) 業務内容及び要求水準	国からの車両使用希望の受付期限は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	一義的には、民間事業者による提案によりますが、期限後の変更の扱い等、詳細は、落札後の現地協議によります。
299	要求水準書（案）	52	1	第4 運營業務総務業務 2. 自動車運転業務 (4) 費用の区分	「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では排出事業者（国）は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（第3条）」と規定されているため、更新業務の際に発生する現有車両の廃棄費用等は、国負担との理解で事業費には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	現有車両の廃棄費用は事業費に含まれません。
300	要求水準書（案）	53	7	第4 運營業務総務業務 3. 警備業務 (2) 業務概要	構内外巡回警備【敷地全体（ケアセンターを除く）を対象】とありますが、ケアセンターの職員宿舎も構内外巡回警備の対象外との理解でよろしいでしょうか。	質問159番の回答のとおりです。
301	要求水準書（案）	54	20	第4 運營業務総務業務 3. 警備業務 (3) 業務内容及び要求水準	面会受付は【医療（成人）のみ】となっていますが、ケアセンターにおいては、面会受付は国職員が全て対応するとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

302	要求水準書（案）	55	16	第4 運営業務総務業務 3. 警備業務 (3) 業務内容及び要求水準	ケアセンターは車両検査の対象となっておりますが、別紙2【警備業務】更新必要機器（一部名称省略）において検査用ミラー、車両阻止アングルとも一台となっていることから、入出門車両は相互通行が出来ない想定でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
303	要求水準書（案）	57	1	第4 運営業務総務業務 3. 警備業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しますが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者負担となります。
304	要求水準書（案）	58	8	第5 運営業務収容関連サービス業務 1. 給食業務 (1) 基本的な考え方	「ケアセンターについては、医療（成人）で調理した食事をチルド運搬し、同センターにて再加熱するものとする。」とありますが、医療（少年）、西少鑑もケアセンター同様の方式で行っても要求水準未達にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、医療（少年）及び西少鑑においては、1食ずつ盛り付けた状態で国職員に引き渡していただく必要があります。
305	要求水準書（案）	61	11	第5 運営業務収容関連サービス業務 1. 給食業務 (1) 基本的な考え方	「検食4食分」とありますが、これは医療（成人）、医療（少年）、ケアセンター、西少鑑にそれぞれ1食分との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
306	要求水準書（案）	61	12	第5 運営業務収容関連サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	「献立に係る情報を適切に管理し、国の規定に基づき報告すること」とあります。「国の規定」について具体的にご教授ください。	競争参加資格確認後に提示します。
307	要求水準書（案）	62	13	第5 運営業務収容関連サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	「医療（少年）及び西少鑑へは、一食ごとに盛り付けをした状態で配送すること。」とありますが、医療（少年）及び西少鑑にもプレハブ庫があることより、医療（少年）及び西少鑑にて盛り付けを行ってもよろしいでしょうか。	医療（少年）及び西少鑑にて盛り付けを行っていただいてもかまいません。
308	要求水準書（案）	62	14	第5 運営業務収容関連サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	ケアセンターにおいては、国側にてケアセンター内炊場から各病棟等までの配送等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
309	要求水準書（案）	63	3	第5 運営業務収容関連サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	ケアセンターにおいては、国側にて各病棟などからケアセンター内炊場までの配送等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

310	要求水準書（案）	64	21	第5 運営業務収容関連サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	「災害等の発生時、7日分以上の非常食及び非常飲料を用意できる体制を確保すること。」とありますが各施設の人数想定をご教示ください。	入札公告時にお示しする資料等からご判断ください。
311	要求水準書（案）	64	23	第5 運営業務収容関連サービス業務 1. 給食業務 (3) 業務内容及び要求水準	「災害等の発生時、非常時優先業務に従事する国の職員分及び事業者の非常食及び非常飲料を、7日分以上用意できる体制を確保すること。」とありますが何名分の準備が必要でしょうか。	競争参加資格確認後に提供する資料から御判断ください。
312	要求水準書（案）	66	1	第5 運営業務収容関連サービス業務 1. 給食業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しますが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者負担となります。
313	要求水準書（案）	69	25	第5 運営業務収容関連サービス業務 2. 衣類・寝具の提供業務 (3) 業務内容及び要求水準	清潔寝具・寝具等の供給（洗濯場～各施設の指定場所）との記載がありますが、「清潔衣類・寝具等」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
314	要求水準書（案）	69	25	第5 運営業務収容関連サービス業務 2. 衣類・寝具の提供業務 (3) 業務内容及び要求水準	清潔衣類・寝具等の供給（洗濯場～各施設の指定場所）は民間事業者が行うことになっております。対象施設における指定場所の箇所数についてご教授ください。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
315	要求水準書（案）	70	7	第5 運営業務収容関連サービス業務 2. 衣類・寝具の提供業務 (3) 業務内容及び要求水準	使用済衣類・寝具等の回収（各施設の指定場所～洗濯場）は民間事業者が行うことになっております。対象施設における指定場所の箇所数についてご教授ください。	詳細は、競争参加資格確認後に提供する資料により判断いただくほか、協議によります。
316	要求水準書（案）	71	16	第5 運営業務収容関連サービス業務 2. 衣類・寝具の提供業務 (3) 業務内容及び要求水準	国の職員や研修員のベッド・マットレスの初期調達費用、更新調達費用は国負担となっながら、保守管理費が民間負担となっている根拠や理由についてご教授ください。	国の職員や研修員のベッド・マットレスの保守管理費は国負担とし、要求水準書に反映します。

317	要求水準書（案）	71	1	第5 運營業務収容関連サービス業務 2. 衣類・寝具の提供業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しますが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者負担となります。
318	要求水準書（案）	73	17	第5 運營業務収容関連サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	日常清掃(仮眠室の寝具管理、事務室内の簡易清掃を含む)の業務頻度が毎開庁日となっていますが、医療(成人)診療室等の診療エリア、研修所の寮室・研修室等、児童公園なども含め、各施設との協議において頻度は決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
319	要求水準書（案）	74	5	第5 運營業務収容関連サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	定期清掃(洗浄、ワックス塗布・研磨等)の業務頻度が毎月となっていますが、各施設との協議において頻度は決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
320	要求水準書（案）	74	8	第5 運營業務収容関連サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	「特別清掃(ガラス清掃、外壁清掃、空調吹出し・照明機器等の清掃等)は、仕上げに応じた適切な方法により、対象箇所を清潔な状態に保つこと。」とされていますが、空調吹出し口の清掃は、パッケージ型やファンコイル型空調機の吹出しに限らず、換気扇や制気口等に付着する手の届く範囲の埃を乗り除くとの理解でよろしいでしょうか。	空調機の吹出しに限らず、換気扇等の全ての通気口が対象となります。
321	要求水準書（案）	74	8	第5 運營業務収容関連サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	特別清掃(ガラス清掃、外壁清掃、空調吹出し・照明機器等の清掃等)の業務頻度が半年に1回となっていますが、ガラス清掃や外壁清掃は年1回が一般的と思料します。景観面や保安面も考慮に入れた施設毎や実施箇所毎による業務頻度の変更は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書案のとおり、半年に1回実施する必要があります。
322	要求水準書（案）	74	19	第5 運營業務収容関連サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	「植栽管理及び環境整備は、「別紙7 植栽管理業務の要求水準」を参考に、保安面・季節性にも配慮しつつ、来訪者等にも好感を持たれるよう、適宜整備に努めること。」とありますが、通常管理を実施した延長線上で植栽が枯れてしまう場合はどの様に想定されているのでしょうか。ご教授ください。	事案に応じて様々な対応が考えられますので、一概にお示しすることは困難です。

323	要求水準書（案）	75	3	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 3. 清掃・環境整 備業務 (3) 業務内容及 び要求水準	「病害虫駆除として、鼠、ゴキブリ、蜂の巣等の駆除を行うこと」とされて いますが、鳥害に関する事柄は含まれないとの理解でよろしいでしょ うか。	病害虫駆除として、鳥の駆除は求めませんが、清掃・環境整備業務の一環と して鳥による糞の清掃等を行う必要はあります。
324	要求水準書（案）	77	1	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 3. 清掃・環境整 備業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありま せん。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国 負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しま すが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者 負担となります。
325	要求水準書（案）	79	15	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 4. 理容等 (3) 業務内容及 び要求水準 調髪の実施	ケアセンターの調髪実施に必要な用具は国側が用意するのですか。	調髪に必要な物品のうち、別紙2に記載のある物品については、事業者の調 達となります。
326	要求水準書（案）	79	19	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 4. 理容等 (3) 業務内容及 び要求水準	「男子の被収容者等に対しては、1か月に1回以上調髪を行うことを想定 している。」とあります。女子の被収容者等に対しての頻度をご教授くだ さい。	女子の被収容者に対する調髪実績については、入札公告時に提示します。
327	要求水準書（案）	79	19	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 4. 理容等 (3) 業務内容及 び要求水準	「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」に従って、調髪を実施する こととあり、仮釈放審査のための地方更生保護委員会委員による面接が終 了している者について、仮釈放の準備のため必要があると認められる場 合、外部通動作業を行わせる場合、外出又は外泊を許す場合で女子の受刑 者の自弁の調髪の髪型については、パーマメント・ウェーブをかけ、又は セットさせても差し支えないこととあります。パーマメント・ウェーブの 促進器、プロセッサ等の器具は国で購入していただくとう理解してよろし いでしょうか。	受刑者の自弁の調髪については本事業の範囲外です。
328	要求水準書（案）	79	19	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 4. 理容等 (3) 業務内容及 び要求水準	被収容者等で歩行困難者を調髪する場合、理容室内の理容椅子まで連れて きていただき調髪をするのでしょうか。その時の理容椅子への移乗は国の 職員が行っていただくことでよろしいでしょうか。また、移乗が困難な場 合は車椅子での調髪も可能でしょうか。	貴見のとおりです。 なお、移乗が困難な場合については、車椅子での調髪も可能です。
329	要求水準書（案）	79	27	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 4. 理容等 (3) 業務内容及 び要求水準	「経年及び衛生状態等を考慮して、爪切り及び電気かみそりを適宜更新す ること。」と記載がありますが、要求水準書（案）別紙2【理容等業務そ の他】の11ページのNo8（電気カミソリ（男子用））、9（電気カミソリ （女子用））、55（電気カミソリ（男子用））、56（電気カミソリ（女子 用））、の更新回数欄が”0”の記載があることより、更新の対象外と理 解しますが、経年劣化が想定されます。更新回数を1回と考えてよろしい でしょうか。	要求水準書案別紙2【理容等業務その他】については、現行事業における数 量、更新回数等を参考に記載したものです。 要求水準書案に記載のとおり、爪切り及び電気カミソリは最低1回以上の更 新を行っていただきます。

330	要求水準書(案)	81	3	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 4. 理容等 (4) 費用の区分	「調達については実施人数に応じて支払う実績払い」とありますが、調髪 価格は事業者の提案事項との理解でよろしいでしょうか。あるいは調髪価 格に関する指針などありましたらご教授ください。	貴見のとおりです。
331	要求水準書(案)	82	3	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 5. 職員食堂運営 (1) 基本的な考 え方	昼食を取り巻く環境としては、昨今の物価上昇の煽りや個人の昼食に対す る考え方から、個人での弁当持参やカップラーメンで代用するなどにより 食数が減少しており、撤退する事例が他の施設でも数多く発生しておりま す。独立採算業務である以上、企業としての営業努力を前提としつつ、営 業努力には限界があります。利用料金の変更に関する協議を通して官民 双方で折り合いが付かなかった場合は、事業者判断での利用料金の変更や サービス提供時間の変更、最悪の場合には撤退することも可能との理解で よろしいでしょうか。	事業者のみの判断での利用料金の変更等については、要求水準の未達又は委 託業務の放棄に当たり得ます。
332	要求水準書(案)	82	31	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 5. 職員食堂運営 (3) 業務内容及 び要求水準	「平日の朝食及び夕食については、医療(成人)内の執務区域への弁当の 配達の要請にも対応すること。また、平日の朝食、昼食及び夕食について は、医療(少年)、ケアセンター及び西少鑑への弁当の配達の要請にも対 応すること。」とあります。「弁当の配達の要請に対応すること」とは要 求水準書上必須ではなく、実施の有無や、弁当の配達以外の代替案による 実施も協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	要求水準上、必須です。
333	要求水準書(案)	82	31	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 5. 職員食堂運営 (3) 業務内容及 び要求水準	「平日の朝食及び夕食については、医療(成人)内の執務区域への弁当の 配達の要請にも対応すること。また、平日の朝食、昼食及び夕食につい ては、医療(少年)、ケアセンター及び西少鑑への弁当の配達の要請にも対 応すること。」とありますが、弁当については、外部からの調達は必須 サービス対応時間内であっても可能であるとの理解でよろしいでしょ うか。	必須サービス時間帯における外部からの弁当の調達については、提案及び協 議によります。なお、必須サービス時間帯において、職員食堂内で提供する 食事については、センター内で調理する必要があります。
334	要求水準書(案)	84	1	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 5. 職員食堂運営 (3) 業務内容及 び要求水準	84ページから85ページの表において、業務頻度が「毎日」となっている業 務細目が多数記載されています。一方、83ページでは必須となっているの は平日のみであり、それ以外の祝祭日は任意となっています。「毎日」と 記載されている趣旨についてご教授ください。	任意の営業日において営業を行った場合を含む趣旨です。
335	要求水準書(案)	88	3	第5 運営業務収 容関連サービス 業務 6. 研修員等に係 る寝具の洗濯業 務 (1) 基本的な考 え方	「研修員等に係る寝具等の洗濯等の業務を独立採算業務として行う」とあ ります。一方、要求水準書(案)別紙5の74ページでは矯正研の研修員用 の寝具として掛布団、敷布団、毛布、まくら、敷布、襟布、まくらカバ ーの調達が事業者側となっています。これは矯正研に限っては、寝具類 (掛布団、敷布団、毛布、まくら、敷布、襟布、まくらカバー)の調達は「衣 類・寝具の提供業務」で行うが、衣類・寝具カバー類の洗濯は「研修員等 に係る寝具の洗濯業務」として独立採算業務で実施するとの理解で間違 いではないでしょうか。ご教授ください。	貴見のとおりです。
336	要求水準書(案)	90	6	第6 運営業務医 療業務支援 1. 医療情報シ ステム業務 (2) 業務概要	「廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)では排出事業者 (国)は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に 処理しなければならない。(第3条)」と規定されているため、更新業務の 際に発生する設置済のサーバ・PC・プリンター等の廃棄費用は、国負担と の理解で事業費には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	更新業務の際に発生する設置済のサーバ・PC・プリンター等の廃棄費用は、 事業者負担です。

337	要求水準書（案）	91	32	第6 運営業務医療業務支援 1. 医療情報システム業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理等事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しますが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者負担となります。
338	要求水準書（案）	92	6	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (1) 基本的な考え方	「医療機器等の運用は、ケアセンターを除き、中央管理による病棟における貸出管理を中心とした運用を原則とする。」とありますが、要求水準書（案）93ページの25行目ではそのような記載がなく、「機器がどのように貸出し・保守されたかの履歴管理を中心とした管理を行うこと」は【ケアセンターを除く。】の理解でよろしいでしょうか。	ケアセンターは中央管理による病棟における貸出管理を中心とした運用からは除かれているため、機器がどのように貸出しされたかの履歴管理を行う必要はありませんが、機器がどのように保守されたかの履歴管理は必要です。
339	要求水準書（案）	92	7	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (1) 基本的な考え方	「センター全体の医療機器等の台帳を中心とした管理も行い、全ての医療機器等が本来の性能をもって継続的な使用ができるよう適切に管理し、診療現場において安心して使用できるようにする。」とありますが、要求水準書（案）94ページの12行目では「ケアセンターを除く」とあり、記載内容が矛盾していると思料します。どちらが正がご教授ください。	ケアセンターにおける台帳記入・管理についても委託範囲に含まれますので、要求水準書に反映します。
340	要求水準書（案）	92	7	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (1) 基本的な考え方	「センター全体の医療機器等の台帳を中心とした管理も行い、全ての医療機器等が本来の性能をもって継続的な使用ができるよう適切に管理し、診療現場において安心して使用できるようにする。」とありますが、同ページの6行目で「医療機器等の運用は、ケアセンターを除き、中央管理による病棟における貸出管理を中心とした運用を原則とする。」との記載があることより、「センター全体の医療機器等の台帳を中心とした管理も行い、全ての医療機器等が本来の性能をもって継続的な使用ができるよう適切に管理し、診療現場において安心して使用できるようにする。」の記載の対象にはケアセンターは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ケアセンターも含まれます。
341	要求水準書（案）	93	3	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「新規に調達・更新する全ての医療機器等」とあるが、ケアセンターにおいては、要求水準書（案）別紙2の62～64ページの「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（女子中間ケアセンター（仮称）分）」のこのこととの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
342	要求水準書（案）	93	3	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「新規に調達・更新する全ての医療機器等」とあるが、医療（成人）において、新規に調達する医療機器等はないとの理解でよろしいでしょうか。	医療（成人）においては、現行事業で使用している医療機器等を引き続き使用する予定です。

343	要求水準書（案）	93	3 16	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	3行目に「新規に調達・更新する全ての医療機器等」とあり、16行目に「新規に購入・更新する全ての医療機器等」とある。下線部の <u>調達</u> と <u>購入</u> の意味の違いを説明してください。	同義です。
344	要求水準書（案）	93	3	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	調達予定機器・備品リストの作成について、業務頻度が「事業契約締結後速やかに」となっています。「速やか」の定義を「事業契約締結後半年後」とか、「事業の維持管理・運営業務開始の半年前」とか、具体的にご教授ください。	具体的な提出期限は落札後の協議によります。
345	要求水準書（案）	93	16	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「新規に購入・更新した医療機器等の搬入・据付け・調整作業を行うこと。」とありますが、ケアセンターにおける医療機器の搬入・据付・調整に伴う工事区分（医療機器の設置に伴う基礎やアンカーボルト等）をご教示下さい。公表されない場合は、入札金額の積算根拠となる工事区分を事業者から提示させていただきます。なお、工事区分が公表された場合でも、事業者決定後に実施する国との建築設備協議に於いて想定外の設備工事が発生した場合には、事業者より別途追加工事費を請求する可能性があります。	競争参加資格確認後に提供する資料により判断してください。
346	要求水準書（案）	93	16	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「新規に購入・更新した医療機器等の搬入・据付け・調整作業を行うこと。」とありますが、対象は要求水準書（案）別紙内にある「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（東日本成人矯正医療センター分）」ならびに「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（女子中間ケアセンター（仮称）分）」に記載された医療機器等であり、「国が調達もしくは移設する医療機器等は対象外との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
347	要求水準書（案）	93	23	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「・・・医療機器等のフルメンテナンスを行い、・・・」とありますが、フルメンテナンスの中に専用回線を用いて外部から機器の状態を調べたり、場合によっては通信でソフトのバージョンアップを実施するいわゆる“リモートメンテナンス”も含まれていますでしょうか。	原則、外部からの通信でソフトのバージョンアップを実施する等のメンテナンスについては、個人情報保護等の観点から認めておりませんが、情報漏洩等の問題が起きないような仕組みを構築できるのであれば、この限りではありません。 (同仕組による対応の是非については、協議によります。)
348	要求水準書（案）	93	23	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	医療機器等の保守管理・修理の業務頻度が「毎日」となっています。これは365日の業務実施を求められており、それに見合った事業費を積算する必要がありますとの理解でよろしいでしょうか。	医療機器等の保守管理・修理業務は、医療機器等の維持管理業務における総論としての位置づけであり、フルメンテナンスされた正常に動作する状態を毎日維持していただくよう要求するものです。機器の保守点検等については要求水準書案のとおり、適宜行っていただきます。

349	要求水準書（案）	93	25	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「医療機器等の保守点検業務においては、業務の特殊性により、原則として機器がどのように貸出し・保守されたかの履歴管理を中心とした管理を行うこと。」とありますが、要求水準書（案）92ページの6行目では「医療機器等の運用は、ケアセンターを除き、中央管理による病棟における貸出管理を中心とした運用を原則とする。」となっています。「医療機器等の保守点検業務においては、業務の特殊性により、原則として機器がどのように貸出し・保守されたかの履歴管理を中心とした管理を行うこと。」との記載はケアセンターが除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	ケアセンターは中央管理による病棟における貸出管理から除かれているだけで、保守は含まれます。
350	要求水準書（案）	94	5	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「業務遂行に支障がなく、かつ長寿命化が図れるような、医療機器等の保守管理・修理を行うこと。」との記載がありますが、対象施設にはケアセンターは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ケアセンターも含まれます。
351	要求水準書（案）	94	8	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「全ての機器の保守点検内容については、その履歴を把握すること。」と記載がありますが、対象施設にはケアセンターは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ケアセンターも含まれます。
352	要求水準書（案）	94	24	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「更新計画案の作成は全ての医療機器を対象とする。」とありますが、対象は要求水準書（案）別紙内にある「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（東日本成人矯正医療センター分）」ならびに「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（女子中間ケアセンター（仮称）分）」に記載された医療機器のうち更新回数が記載されているもののみが対象との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
353	要求水準書（案）	94	24	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	更新計画について、国の医療方針の転換や医療（成人）の診療体制等の対外的理由により、要求水準で定められている機器の更新が事業期間内で変更せざるを得ない状況となった場合は更新予算の範囲で要望される機能を満たす他の機器の更新計画を提案する認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
354	要求水準書（案）	94	24	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	要求水準書（案）別紙内にある「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等一覧（東日本成人矯正医療センター分）」ならびに「【医療機器等の整備、維持管理及び更新業務】本事業で更新する医療機器等から国の要望により医療機器の機種変更、台数変更、さらには新規の追加が生じた場合の保守費用の上昇に対するリスクは国負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者負担となることを踏まえて、更新計画を提案してください。

355	要求水準書（案）	94	24	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	一般的に医療機器等に接続されるパソコンの保守期間は5年と言われており、医療機器本体の更新予定より先にパソコンまたはその他備品（プリンター等）が故障することがあります。もし本体より先にそれらが故障した場合の更新費の官民区分についてご教授ください。	医療機器と一体で整備されたパーソナルコンピューターについては、原則、医療機器と同様に更新（保守を含む。）を含めて事業者負担となります。
356	要求水準書（案）	96	1	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (3) 業務内容及び要求水準	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しますが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者負担となります。
357	要求水準書（案）	96	1	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (4) 費用の区分	「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では排出事業者（国）は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（第3条）」と規定されているため、更新業務の際に発生する医療（成人）やケアセンター等の既存設置医療機器等の廃棄費用は、国負担との理解で事業費には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	既存設置医療機器の廃棄の必要性が生じた場合は、事業者負担となります。
358	要求水準書（案）	96	4	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (4) 費用の区分	「初期調達・更新費用」と題されているが、この初期の意味についてご教授ください。本事業における医療機器等の更新時期は現有機器（現在使用中の機器）の耐用期間や実際の経年劣化状況によって異なると思料する。	ケアセンターにおいて民間事業者が新規に調達する医療機器を想定しています。
359	要求水準書（案）	96	1	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (4) 費用の区分	医療機器を更新したら、使用していた機器の他施設への移動費や競売による販売経費、廃棄処分費用が必要になると思料します。それらの費用は国側の負担と考えてよろしいでしょうか。	既存設置医療機器に廃棄の必要性が生じた場合は、事業者負担となります。ただし、他施設への移動や売却は国が行います。
360	要求水準書（案）	99	1	第6 運営業務医療業務支援 3. 医療器具の滅菌及び消毒業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しますが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者負担となります。
361	要求水準書（案）	100	4	第6 運営業務医療業務支援 4. 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、医療（成人）、医療（少年）、ケアセンター及び西少鑑内で使用される医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品等を一元的に管理し、迅速で正確な供給体制と在庫・購買・消費に関する管理の適正化を実現するものとする。」とあります。消耗品はあくまでも「医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品等」であって、国職員向けのボールペン・マーカー・プリンターのトナー等といった事務用品や被收容者向けのちり紙・歯ブラシ・石鹸・サンダル・運動靴といった日用品、被收容者向けの鉛筆・ボールペン・消しゴム・ノートといった学用品、スポーツ用品等は対象外との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、事務用品等の消耗品管理は、経理事務支援に含まれます。

362	要求水準書(案)	100	4	第6 運営業務医療業務支援 4. 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は、医療(成人)、医療(少年)、ケアセンター及び西少鑑内で使用される医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品等を一元的に管理し、迅速で正確な供給体制と在庫・購買・消費に関する管理の適正化を実現するものとする。」とあります。ケアセンターは公道を挟んだ別敷地に整備されると推察していますが、ケアセンターに係る医薬品・診療材料およびそれらに係る消耗品等の管理や供給体制の構築はケアセンター内で構築するとの理解でよろしいでしょうか。	品目によっては、ケアセンターで直接管理することも想定していますが、詳細は今後の協議等で決定します。
363	要求水準書(案)	100	7	第6 運営業務医療業務支援 4. 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務 (1) 基本的な考え方	「事業者は中央管理を行う医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品の在庫管理」とあります。医療(成人)、医療(少年)、ケアセンター及び西少鑑、それぞれの施設内に在庫管理を行う倉庫などが整理され、それぞれの施設内で在庫管理を行うのでしょうか、それとも医療(成人)の中央倉庫から各施設に搬送するのでしょうか。ご教授ください。	医療(成人)の中央倉庫から各施設に搬送する予定ですが、ケアセンターについては、362番の回答のとおりです。
364	要求水準書(案)	102	21	第6 運営業務医療業務支援 4. 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務 (3) 業務内容及び要求水準	消耗品については、事業者は在庫管理のみを行うだけでよく、発注・購入の支援、在庫管理、納品支援は国にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	発注・購入支援や納品支援についても委託範囲に含まれますので、要求水準書に反映します。
365	要求水準書(案)	103	1	第6 運営業務医療業務支援 4. 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しますが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者負担となります。
366	要求水準書(案)	103	3	第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (1) 基本的な考え方	要求水準書(案)19ページには「民間事業者によるシェアードサービス等の導入による業務効率化を目指す」とあることより、医療(少年)、ケアセンター、西少鑑には事業者側のスタッフを配置しない提案も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、貴見のとおりです。
367	要求水準書(案)	104	3	第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (1) 基本的な考え方	適正な請負の観点から執務室の見直しは可能でしょうか。有識者会議報告書の官民の連絡体制にあるように良好な執務環境を構築するため、指揮・命令による偽装請負の疑いを鑑み、官民をパーテーションで区切る等の措置が必要と認識しています。	運営準備期間中に国と民間事業者で協議を行う余地はあります。
368	要求水準書(案)	105	19	第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「医務課におけるその他事務支援」の「医療事務作業補助としての事務支援」については、あくまでも医師・看護師等の指揮命令が発生しない範疇の業務との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

369	要求水準書(案)	106	1	第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しますが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者負担となります。
370	要求水準書(案)	107	2	第5 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務	対象施設が医療(成人)、医療(少年)、ケアセンター、西少鑑となっていることより、それ以外の施設から透析治療を必要とする者への透析業務は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準において、最大60名の人工透析治療を実施することとしており、その範囲において、被收容者等の收容施設は、医療(成人)、医療(少年)、ケアセンター、西少鑑に限られません。
371	要求水準書(案)	107	10	第5 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務 (2) 業務概要	ケアセンターの人工透析治療対象者は、外来扱いで、民間の医師が主治医を務めることとなりますでしょうか。それとも国側医師が主治医となりますでしょうか。	「主治医」の意味するところが判然としないため、お答えすることが困難です。
372	要求水準書(案)	110	11	第5 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務 (3) 業務内容及び要求水準	人工透析治療対象者は、多くは要介護・介助と思われませんが、人工透析室における車いす・ベッド移乗の介助は国側の役割分担という理解でよろしいでしょうか。また、人工透析治療中の排泄(大便)トイレ介助は、国側の役割分担という理解でよろしいでしょうか。	人工透析室における車いす・ベッド移乗の介助、人工透析治療中の排泄(大便)トイレ介助は、原則、民間事業者となります。
373	要求水準書(案)	111	12	第5 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務 (3) 業務内容及び要求水準	人工透析治療対象者は、多くは要介護・介助と思われませんが、人工透析室における車いす・ベッド移乗の介助は国側の役割分担という理解でよろしいでしょうか。また、人工透析治療中の排泄(大便)トイレ介助は、国側の役割分担という理解でよろしいでしょうか。	人工透析室における車いす・ベッド移乗の介助、人工透析治療中の排泄(大便)トイレ介助は、原則、民間事業者となります。
374	要求水準書(案)	111	22	第5 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務 (3) 業務内容及び要求水準	病状急変時の対応とは、あくまでも人工透析中が対象であり、透析室への連行ならびに居室等への連行中は、国側にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
375	要求水準書(案)	111	25	第5 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務 (3) 業務内容及び要求水準	「救急搬送を伴う緊急措置の場合又はその判断に迷った場合には、救急搬送の指示を出した上で、その後の指揮を国に引き継ぐということで差し支えない。」とあります。病状急変時の対応のうち、救急搬送などの緊急措置を伴うものは国が実施となっていることより、民間事業者は救急搬送の指示を出すとの理解でよろしいでしょうか。	国に意見を求めた上で、救急搬送の指示を出すとの理解です。その後の指揮を国に引き継ぐということで差し支えありません。
376	要求水準書(案)	113	5	第5 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務 (3) 業務内容及び要求水準	透析治療実施対象者にHIV感染者がいる場合、当該患者は国側が病棟で人工透析治療を実施するという理解でよろしいでしょうか。仮に、人工透析室で民間医療スタッフが人工透析治療を実施する場合、抗HIV薬の準備、費用負担は国側と考えてよろしいでしょうか。	人工透析治療実施対象者にHIV感染者がいる場合についても、一般の人工透析治療対象者と同様、民間事業者が人工透析治療を実施していただきます。その際の、民間医療スタッフに用いる抗HIV薬の準備、費用負担等は民間事業者となります。
377	要求水準書(案)	114	1	第6 運営業務医療業務支援 6. 人工透析業務 (4) 費用の区分	「備品等(事務机、椅子、ロッカー等)」の費用区分に関する記載がありません。施設維持管理業務や庶務・経理事務支援業務等の業務と同様に国負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)については国が負担しますが、国の想定を超えて備品が必要であると事業者が判断した場合は、事業者負担となります。

378	要求水準書(案)別紙3 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等	65	12		国が事業契約とは別に自ら調達したのもも収容関連サービス業務外の建築設備保守・管理・監視業務や自動車運転業務、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務等に対応することとなっています。ここで言う「対応」とは国にて調達した備品等の保守管理業務等を指しているのでしょうか、具体的にご教授ください。そもそも入札時点で開示されていない備品等に対して、事業費を算定することは不可能です。	別紙3「機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等」の1については、調達者と調達方法に基づく所有権の所在等を示したものであり、具体的な業務の水準を示すものではありません。
379	要求水準書(案)別紙3 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等	65	13	2 劣化等に伴う更新等	国が事業契約とは別に自ら調達したのもも収容関連サービス業務外に対応することとなっている。ここで言う「対応」とは劣化等に伴う更新等を指しているのでしょうか、具体的にご教授ください。そもそも入札時点で開示されていない備品等に対して、事業費を算定することは不可能です。	別紙3「機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等」の1については、調達者と調達方法に基づく所有権の所在等を示したものであり、具体的な業務の水準を示すものではありません。
380	要求水準書(案)別紙5 給貸与物品一覧	71	1	別紙5 給貸与物品一覧	在院者とは医療(少年)の収容者との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
381	要求水準書(案)別紙5 給貸与物品一覧	73	1	別紙5 給貸与物品一覧	在所者とは西少鑑の収容者との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
382	要求水準書(案)別紙5 給貸与物品一覧	73	21	別紙5 給貸与物品一覧	在所者には品名に運動衣が記載されていますが、在院者には記載がありません。不要との理解でよろしいでしょうか。	在院者も必要であり、要求水準書に反映します。
383	要求水準書(案)別紙5 給貸与物品一覧	74		別紙5 給貸与物品一覧 国職員(研修員等を含む)	研修員等を含むとありますが、要求水準書(案)68ページには衣類・寝具の調達に関して「矯正研修所の研修員用」と記載があることより、対象施設は矯正研のみとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
384	要求水準書(案)別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	75	6	別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	矯正研には屋外運動場が存在していると思料していますので、「一」ではなく「△」ではないかと思料します。ご確認をお願いします。	貴見のとおりです。
385	要求水準書(案)別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	75	11	別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	職員宿舍の構内外の日常清掃が事業範囲となっています。一方、「国家公務員宿舍に係る原状回復等の取扱いについて(財務省理財局:平成28年12月2日財理第3028号)」では、「張芝、クローパー、樹木等植栽の維持管理はすべて被貸与者(職員宿舍の入居者)の共同負担とすることになっていることより、事業範囲とする法的根拠がないと思料します。事業範囲とする根拠についてご教授ください。	御指摘の通知において被貸与者が負担すべき部分については、当然に除外されます。
386	要求水準書(案)別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	75	13	別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	公安調査庁研修所には屋外運動場が存在していないと思料していますので、「△」ではなく「一」ではないかと思料します。ご確認をお願いします。	公安調査庁研修所には屋上運動場が整備されています。
387	要求水準書(案)別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	76		別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	収容居室エリアに付随する通路は対象外といった解釈でよろしいでしょうか。	「収容居室エリアに付随する通路」が指す場所が明確でないため一概にはお答えできませんが、居室前の廊下等の通路は清掃範囲に含まれます。
388	要求水準書(案)別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	76		別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	収容区画内の設置されているバルコニーやベランダは、清掃・環境整備の対象外との理解でよろしいでしょうか。	「バルコニーやベランダ」が指す場所が明確でないため、お答えすることが困難です。

389	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	2	17	1 医療情報システム要求水準書概要 1.3. (5)ア	これ以降、「東日本矯正医療センター」という呼称ができませんが、その定義は、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所の3施設との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
390	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	3	18	1 医療情報システム要求水準書概要 1.4. 1.4.1 (4)	導入・更新体制構築に関して、「事業者は契約締結後1週間以内に業務実施計画書を国へ提出する。」とあります。ここで作成する業務実施計画の記載項目についてご指示ください。また、事業締結後1週間は調整期間も含め現実的ではないことより、期限の延長もあわせてご検討をお願いします。	一般的に本案件で必要となる実施体制やスケジュール等を記載いただければ、問題ありません。また、提出後も必要に応じて国の同意を得て計画を見直すことも可能です。
391	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	35	41	5. システム機能要件 5.31 5.31.3.	「クライアント端末であるノートパソコン等には、スマートフォン等のモバイルやタブレット使用ができるものが含まれる。また、その場合、電子カルテの入力ができるものとする。」とあります。本事業で導入するスマートフォンを音声通話用としても使用する予定があるのでしょうか。	音声通話用として使用する可能性もあります。
392	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	35	41	5. システム機能要件 5.31 5.31.3.	「クライアント端末であるノートパソコン等には、スマートフォン等のモバイルやタブレット使用ができるものが含まれる。また、その場合、電子カルテの入力ができるものとする。」とあります。本事業で導入するスマートフォンを音声通話用としても使用する際に必要となるPBX側の対応は国側で実施済との理解でよろしいでしょうか。	構内内線網と接続する場合は、国側で対応いたしますが、いずれにしても協力は求めます。
393	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	8	6	3. 規模・性能要件 3.1.1 参照性能	「標準規格データ」とは、「SS-MIX2(標準化ストレージ)」という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、最新のバージョンに対応願います。
394	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	13	15	5. システム機能要件 5.1. 電子カルテシステム 1.1.22.4	「SS-MIX2に準拠した形式で他施設の医療情報システムとの情報連携を想定した文書データ(PDF形式)の取り込み及び出力が出来る仕組みを構築すること。」とありますが、情報連携する情報はどのような項目を想定されているのでしょうか。標準化ストレージに格納される患者基本情報・病名・処方歴・検体検査結果等の情報を想定されているのであれば、PDF形式に限定する必要はないと考えます。	拡張ストレージを含んだ内容の連携を求めます。データ形式については、情報連携ができれば、PDF形式にこだわるものではありません。
395	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	18	25	5. システム機能要件 5.6. 処方オーダー 2.2.4.4	「処方オーダーを受けて、処方箋、薬袋(又は薬袋ラベル)の出力ができること。」とありますが、薬袋出力については調剤支援システム側の機能となります。調剤支援システム側にて、薬袋出力が出来れば問題ない認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
396	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	18	25	5. システム機能要件 5.6. 処方オーダー 2.2.4.5	「全自動分包機、全自動錠剤分包機等と連携して、処方薬の払い出しができること。」とありますが、全自動分包機、全自動錠剤分包機等との連携については調剤支援システム側の機能となります。調剤支援システム側にて、全自動分包機、全自動錠剤分包機等と連携して、処方薬の払い出しが出来れば問題ない認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
397	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	22	22	5. システム機能要件 5.10. 放射線・内視鏡検査オーダー 2.6.4.3	「ファイルサーバに画像等をビューア出力できること。」との記載がありますが、検査画像の情報を保持しているのは放射線・内視鏡画像システム(RIS・PACS)のため、放射線・内視鏡画像システム(RIS・PACS)側で対応できれば問題ない認識でよろしいでしょうか。 (同項目内容が「放射線・内視鏡画像システム(RIS・PACS)」の機能要件にも記載されております)	貴見のとおりです。

398	要求水準書(案) 別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	27	23	5. システム機能要件 5.20. 調剤支援システム 3.1.2.1	「一覧画面では、実施済、未実施の検査状況が確認できること。」との記載がありますが、検査状況の確認は検査システムもしくは電子カルテ側の機能かと思われます。検査システムもしくは電子カルテ側で対応出来れば問題ない認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
399	要求水準書(案) 別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	35	38	5. システム機能要件 5.31.3 クライアント要件	「ノートPC等については、IEEE802.11ax に対応した無線LAN 機能を有すること。なお、無線アクセスポイントについては国で用意するものとする。」とありますが、無線アクセスポイントを含め既存施設の既存ネットワーク関係については別途更新を行うという理解でよろしいでしょうか。	国で用意した無線アクセスポイントを利用させていただいて構いませんが、受託者の負担において整備することを制限するものではありません。また、故障や不具合等が発生した場合は、受託者の負担において正常に利用できるように対応願います。
400	要求水準書(案) 別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	35	39	5. システム機能要件 5.31.3 クライアント要件	「ただし、無線アクセスポイントの設定及びRADIUS 認証への対応は業務範囲として行うこと。」とあります。国側にて用意する無線アクセスポイントの機種、及び台数をご教示頂けないでしょうか。	別途、資料開示できるように検討します。
401	要求水準書(案) 別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	39		別紙1-1 医療情報システム配置一覧表	各部屋に設置する端末及びプリンタ等の電源及び、LANコンセント、設置場所までの配線等については旧医療情報システムの端末等が設置されているため、必要台数分確保されているとの理解でよろしいでしょうか。	原則、更新分については既設を流用していただくことは差し支えありません。新たに不足する場合は、電源タップ等の整備をお願いします。
402	リスク分担表(案)	1	14	共通 法令の変更 No.3	「法令の変更・新設による費用増加について、矯正施設の維持管理及び運営に関するもの(ただし、矯正施設の維持管理及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。)以外のものについては事業者負担となる。」とされていますが、次期事業期間において関係法令や条例等の改正により点検等の内容が追加又は変更となり追加費用が必要となった場合は、矯正施設の維持管理及び運営に関するものについては国にて負担するとありますので、矯正施設の維持管理及び運営に関するものが示す対象となる建物名称及び具体的な内容について明示して下さい。	「矯正施設の維持管理及び運営に関するもの」にいう「もの」が指すものは「法令」です。法令の変更・新設による費用増加がある場合において、当該法令が矯正施設のみ適用されるものであるときは国負担とし、矯正施設以外にも適用されるものであるときは事業者負担とする趣旨です。
403	リスク分担表(案)	1	14	共通 法令の変更 No.3	「法令の変更・新設による費用増加について、矯正施設の維持管理及び運営に関するもの(ただし、矯正施設の維持管理及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。)以外のものについては事業者負担となる。」とされていますが、次期事業期間において関係法令や条例等の改正により点検等の内容が追加又は変更となり追加費用が必要となった場合は、矯正施設の維持管理及び運営に関するものについては国にて負担するとありますので、民間事業者が実施する施設維持管理業務やエネルギーマネジメント業務において法令の変更・新設による追加費用については国に別途請求できるという理解でよろしいでしょうか。	「矯正施設の維持管理及び運営に関するもの」にいう「もの」が指すものは「法令」です。法令の変更・新設による費用増加がある場合において、当該法令が矯正施設のみ適用されるものであるときは国負担とし、矯正施設以外にも適用されるものであるときは事業者負担とする趣旨です。
404	リスク分担表(案)	1	32	近隣対策No9	維持管理・運営段階における近隣対策(例えば、研修所に入寮している研修員に起因する近隣トラブル対応等)についての記載がありません。リスク分担を整理する上では必要と料します。考え方についてお示しください。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
405	リスク分担表(案)	1	43	物価No15	「一定範囲までの増額分については事業者が負担」とあります。一定範囲を具体的に示してください。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
406	リスク分担表(案)	2	4	不可抗力No20	「一定割合に至るまでは事業者が負担」とあります。一定割合を具体的に示してください。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。

407	リスク分担表 (案)	2	4	維持管理・運営 段階 医療機器等の整備 及び管理業務 20	不可抗力によるリスク負担について明記されている事業者の△は、一般的な年間維持管理・運営業務費の1/100以下の損害・費用の負担を想定しておりますが、事業者が不可抗力をカバーする保険を手配して、不可抗力事故による保険金を受領した場合には、その保険金はこの1/100の事業者負担に充当できるという理解でよろしいでしょうか。充当できないと、事業者として不可抗力をカバーする保険を手当てするインセンティブが持ちにくい ため、充当できるものと理解しておりますが、ご確認をお願いいたします。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
408	リスク分担表 (案)	2	23	維持管理・運営 段階 施設・設備の損 傷 24	本項目は第三者の責めによる「施設および国が整備する設備等」の損傷のリスク負担であり、また、リスク分担も国が主負担○となっているため、原則すべて国の負担と理解しております。ここで事業者に従負担△となっておりますが、備考欄に「増加費用が当該保険金を超過したときは、国が当該超過分を負担する」と明記されているため、従負担はあくまでも事業者が受領した保険金のことを指しており、それ以外の事業者の負担は無いという理解でよいでしょうか。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
409	リスク分担表 (案)	2	32	維持管理・運営 段階 施設・設備の損 傷 26	本項目は国の責めによる「事業者が整備する設備等」の損傷のリスク負担であるため、すべて国の負担と理解しております。ここで事業者に従負担△となっておりますが、備考欄に「増加費用が当該保険金を超過したときは、国が当該超過分を負担する」と明記されているため、従負担はあくまでも事業者が受領した保険金のことを指しており、それ以外の事業者の負担は無いという理解でよいでしょうか。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
410	リスク分担表 (案)	2	37	維持管理・運営 段階 施設・設備の損 傷 27	本項目は第三者の責めによる「事業者が整備する設備等」の損傷のリスク負担であり、また、リスク分担も国が主負担○となっているため、原則すべて国の負担と理解しております。ここで事業者に従負担△となっておりますが、備考欄に「増加費用が当該保険金を超過したときは、国が当該超過分を負担する」と明記されているため、従負担はあくまでも事業者が受領した保険金のことを指しており、それ以外の事業者の負担は無いという理解でよいでしょうか。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
411	リスク分担表 (案)	2	45	運営開始の遅延 No29	法令変更や不可抗力については備考欄に記載されていますが、第三者の責めに帰すべき事由も民間事業者が負担することになっています。近隣対策で反対運動が起きるなどして運営開始が遅れた場合は、国負担との理解でよろしいでしょうか。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
412	リスク分担表 (案)	2	64	維持管理・運営 段階 被収容者等の行為に 起因する損害 36	本項目は被収容者等の行為に起因する「事業者が整備する設備等」の損傷のうち、通常の使用の範囲を超える場合のリスク負担であるため、すべて国の負担と理解しております。ここで事業者に従負担△となっておりますが、備考欄に「保険契約に基づき保険金により填補された部分を除く」と明記されているため、従負担はあくまでも事業者が受領した保険金のことを指しており、それ以外の事業者の負担は無いという理解でよいでしょうか。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
413	リスク分担表 (案)	2	67	維持管理・運営 段階 被収容者等の行為に 起因する損害 37	本項目は被収容者等の行為に起因する「国の職員、従事職員及び第三者の損害」についてのリスク負担であるため、すべて国の負担と理解しております。ここで事業者に従負担△となっておりますが、備考欄に「保険または同等の措置を超過する部分は国が負担する」と明記されているため、従負担はあくまでも事業者が受領した保険金のことを指しており、それ以外の事業者の負担は無いという理解でよいでしょうか。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。

414	リスク分担表 (案)	3	32	維持管理・運営 段階 医療機器等の整 備及び管理業務 50	本項目は国の責めによる「医療機器等の故障等による増加費用」のリスク負担であるため、すべて国の負担と理解しております。ここで事業者に従負担△となっておりますが、備考欄に「増加費用が当該保険金を超過したときは、国が当該超過分を負担する」と明記されているため、従負担はあくまでも事業者が受領した保険金のことを指しており、それ以外の事業者の負担は無いという理解でよいでしょうか。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
415	リスク分担表 (案)	3	37	維持管理・運営 段階 医療機器等の整 備及び管理業務 51	本項目は第三者の責めによる「医療機器等の故障等による増加費用」のリスク負担であり、また、リスク分担も国が主負担○となっているため、原則すべて国の負担と理解しております。ここで事業者に従負担△となっておりますが、備考欄に「増加費用が当該保険金を超過したときは、国が当該超過分を負担する」と明記されているため、従負担はあくまでも事業者が受領した保険金のことを指しており、それ以外の事業者の負担は無いという理解でよいでしょうか。	詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。

意見No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
1	実施方針	17	6	4 応募者等の要件 (2) 応募者の要件 イ (ウ)	サービスマークの認定として、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務を実施する構成又は協力企業等にも求められていますが、現行事業でも求められておりません。サービスマーク認定の対象から医療機器等の整備、維持管理及び更新業務を除外するようご検討をお願いします。	御意見を踏まえ、実施方針を修正します。
2	実施方針	17	6	4 応募者等の要件 (2) 応募者の要件 イ (ウ)	一般財団法人医療関連サービス振興会が認定するサービスマークには10業種（在宅酸素を除く）の業務があるが、本項に記載のある「医療機器等の整備」や「医薬品・診療材料等の管理・搬送業務」は認定の対象外となっているため、上記2業務を本項から除外すべき思料致します。	御意見を踏まえ、実施方針を修正します。
3	実施方針	17	6	4 応募者等の要件 (2) 応募者の要件 イ (ウ)	本項に記載の「医療機器等の維持管理及び更新業務」は、一般財団法人医療関連サービス振興会が認定するサービスマークのうち「医療機器保守点検業務」が対象となる認定サービス業種に該当するものと思われるが、当該認定を受けている企業は数少なく（東京都内では2社）、また医療機器を整備するメーカーやリース業者（これらの企業は、サービスマークの認定を受けていません。）でも医療法第15条の2に定める基準を満たす企業であれば当該機器の保守点検業務を実施することが可能であることから、「医療機器等の維持管理及び更新業務」を本項から除外していただくようご検討をお願いします。	御意見を踏まえ、実施方針を修正します。
4	実施方針	17	6	4 応募者等の要件 (2) 応募者の要件 イ (ウ)	(ウ) 「・・・、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務、・・・の管理・搬送業務に携わる構成企業又は協力企業等は、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定するサービスマークの認定を受けていること。」と記載されていますが、下記事由により削除願いたい。 病院、診療所等の業務委託について（抄） [平成5年2月15日指第14号 各都道府県衛生主管部(局)長宛 厚生省健康政策局指導課長通知] 改正：平8. 3. 26指第18号 平17. 12. 22医政経発第1222001号 第1 受託者の選定について 令第4条の7の各号に掲げられた業務については、財団法人医療関連サービス振興会が医療関連サービスマーク制度を設け、財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たした者に対して、医療関連サービスマークを交付することとしているところであるが、厚生労働省令で定める基準に適合している者であれば、医療機関等が同サービスマークの交付を受けていないものに委託することは差し支えないものであること。[平8. 3. 26指第18号]	御意見を踏まえ、実施方針を修正します。
5	実施方針	20	11	3人工透析業務の実施に係る条件等	被收容者等の社会復帰を想定し、矯正施設における医療水準を確保・維持すると共に、民間の特性を活かし、日本透析医学会及び日本臨床工学技士の各種ガイドラインに準拠し、患者の病状に合わせた適切な人工透析治療、人工透析機器管理、水質管理を行うべきと思料致します。実施方針に「社会復帰を想定した透析医療の水準であること」等を追記いただくことも一考かと存じます。	御意見として承ります。
6	実施方針 別紙2 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等		13	別紙2	国が事業契約とは別に自ら調達したのもも收容関連サービス業務以外で対応することとなっています。「対応」の定義が不明ではありますが、入札時点で開示されていない機器、備品及び医療機器等に対応を民間が実施することは不可能と思料するとともに片務契約と認識しています。国が事業契約とは別に自ら調達したものは国にて対応するよう修正をお願いします。	原案のとおりとします。 なお、別紙2「機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等」の1については、調達者と調達方法に基づく所有権の所在等を示したものであり、具体的な業務の水準を示すものではありません。

7	様式1 実施方針等に関する質問書			注意事項	「行目」の列には、当該意見対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。」となっており、要求水準書(案)の一部には行数があらかじめ記載されていますが、それ以外の資料については質問者側で数える必要があります。また、項目欄も記載することになっており、該当箇所を指し示すことになっていません。すべての資料にあらかじめ行数を記載する、もしくは行数の記載を求めない等の改善をお願いします。	御意見として承ります。
8	様式2 実施方針等に関する意見書			注意事項	「行目」の列には、当該意見対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。」となっており、要求水準書(案)の一部には行数があらかじめ記載されていますが、それ以外の資料については質問者側で数える必要があります。また、項目欄も記載することになっており、該当箇所を指し示すことになっていません。すべての資料にあらかじめ行数を記載する、もしくは行数の記載を求めない等の改善をお願いします。	御意見として承ります。
9	要求水準書(案)	23	4	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (1) 業務内容	有識者会議の報告書では「委託範囲を一次対応にする、部品・消耗品交換の範囲を明示するなど、入札参加者が事業期間を通じてリスクを適切に予測し、事業費積算ができるような委託範囲又は契約上の工夫をすべきである」との報告がなされています。適切な事業費を積算するためにも「委託範囲を一次対応にする」、「部品・消耗品交換の範囲を明示する」など要求水準についての再考をお願いします。	原案のとおりとします。
10	要求水準書(案)	24	7	第3 施設維持管理業務 1. 総則 (3) 業務の実施ア	「防火管理者又は防災管理者の選任」は民間事業者となっておりますが、防火管理者については施設の特性や規模、保安的な側面で判断が必要であることから、国側で選任が望ましいと思います。再考をお願いします。	原案のとおりとします。
11	要求水準書(案)	42	6	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (1) 基本的な考え方	有識者会議の報告書では「医療(少年)及び西少鑑で民間職員が実施している庶務・経理等事務支援業務のうち、医療(成人)の執務室に集約できるものに限って民間委託することが適当である」との報告がなされており、ケアセンターについてはその考え方に沿った要求水準でありながら、医療(少年)及び西少鑑においてはその考え方が反映されていない要求水準となっていると料料します。シェアード・サービスを導入して、より効率的に業務を実施していくためにも、医療(少年)及び西少鑑の要求水準についての再考をお願いします。	原案のとおりとします。
12	要求水準書(案)	47	23	第4 運営業務総務業務 1. 庶務・経理等事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「調達物品のとりまとめ・確定」業務の分担が、現行事業では国であったものが民間に変更されていますが、調達にかかわることですので、国区分が適当と思いますが変更していただけないでしょうか。	調達する物品の確定については国が行いますが、各施設から依頼書を取りまとめる業務については民間事業者で行っていただきます。
13	要求水準書(案)	70	7	第5 運営業務収容関連サービス業務 2. 衣類・寝具の提供業務 (4) 費用の区分	国の職員や研修員のベッド・マットレスの初期調達費用、更新調達費用は国負担となっており、保守管理費が民間負担となっています。国が調達するベッドやマットレスの仕様が不明の中で保守管理費を算出するのは不合理であると思料します。保守管理費も国負担に変更をお願いします。	御意見を踏まえ、要求水準書に反映します。

14	要求水準書（案）	74	8	第5 運営業務収容関連サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	特別清掃（ガラス清掃、外壁清掃、空調吹出し・照明機器等の清掃等）の業務頻度が半年に1回となっていますが、ガラス清掃や外壁清掃は年1回が一般的と見做されます。景観面や保安面も考慮に入れた施設毎や実施箇所毎による業務頻度を設定すべきと見做されます。施設毎や実施箇所毎による業務頻度の設定をお願いします。	業務頻度は原案のとおりとしますが、対象施設を変更し、要求水準書に反映します。
15	要求水準書（案）	75	7	第5 運営業務収容関連サービス業務 3. 清掃・環境整備業務 (3) 業務内容及び要求水準	環境測定及び記録の対象に職員宿舎（共用部分に限る）が含まれていますが、職員宿舎（共用部分）は外気に面している箇所になることより不要と見做されます。要求水準書（案）の見直しをお願いします。	外気に面している箇所については不要です。
16	要求水準書（案）	84	1	第5 運営業務収容関連サービス業務 5. 職員食堂運営 (3) 業務内容及び要求水準	84ページから85ページの表において、業務頻度が「毎日」となっている業務細目が多数記載されています。一方、82ページの営業時間では必須となっているのは平日のみであり、それ以外の祝祭日は任意となっています。「毎日」を「毎営業日」と修正すべきと見做されます。	原案のとおりとします。 なお、業務細目における「毎日」は、任意の営業日において営業を行った場合を含む趣旨です。
17	要求水準書（案）	82	31	第5 運営業務収容関連サービス業務 5. 職員食堂運営 (3) 業務内容及び要求水準	昼食を取り巻く環境としては、昨今の物価上昇の煽りや個人の昼食に対する考え方から、個人での弁当持参やカップラーメンで代用するなどにより食数が減少しており、撤退する事例が他の施設でも数多く発生しております。独立採算業務である以上、企業としての営業努力を前提としつつ、営業努力には限界があります。特に利用者が少ない想定され、医療（成人）内食堂でも平日の朝食や夕食は任意となっています。医療（成人）への平日の朝食及び夕食の弁当提供、ならびに医療（少年）、ケアセンター及び西少鑑への平日の朝食、昼食及び夕食の弁当は任意とすべきと見做されます。ご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
18	要求水準書（案）	96	4	第6 運営業務医療業務支援 2. 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務 (4) 費用の区分	「医療機器等の購入・更新費（搬入費・設置費含む）」と記載されていますが、更新時に現有機器の撤去や、搬入・設置時に必要な建物側（いわゆる「一次側」）の改修費は国側費用と理解しています。項目を追記して、国側区分としてください。	原案のとおりとします。
19	要求水準書（案）	105	19	第6 運営業務医療業務支援 5. 医療関係事務支援業務 (3) 業務内容及び要求水準	「医務課におけるその他事務支援」の「医療事務作業補助としての事務支援」については、医師や看護師等の指示に基づく業務となることが十分に想定されます。貴局でもご存じのように、医師事務作業補助や医療事務作業補助自体が厚生労働省や労働基準監督署から偽装請負の指摘をされる状況があり、多くの医療機関で委託から派遣に切り替えている状況があります。要求水準からは外すべきと見做されます。	原案のとおりとします。
20	要求水準書（案） 別紙1 対象業務と対象施設の一覧	1		11 清掃・環境整備業務	対象施設として職員宿舎が○となっています。一方、「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて（財務省理財局：平成28年12月2日財理第3028号）」では、「張芝、クローバー、樹木等植栽の維持管理」、「清掃及び草刈り」はすべて被貸与者（職員宿舎の入居者）の共同負担とすることになっていることより、対象施設とする根拠がないと考えます。職員宿舎においては対象外施設に設定していただくようご検討をお願いします。	原案のとおりとします。 なお、御指摘の通知において被貸与者が負担すべき部分については、当然に除外されます。
21	要求水準書（案） 別紙3	65	13	別紙3 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等	国が事業契約とは別に自ら調達したものも収容関連サービス業務外で対応することとなっています。「対応」の定義が不明ではありますが、入札時点で開示されていない機器、備品及び医療機器等に対応を民間が実施することは不可能と見做するとともに片務契約と認識しています。国が事業契約とは別に自ら調達したものは国にて対応するよう修正をお願いします。	原案のとおりとします。 なお、別紙3「機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等」の1については、調達者と調達方法に基づく所有権の所在等を示したものであり、具体的な業務の水準を示すものではありません。

22	要求水準書(案)別紙6	75	11	別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	職員宿舎の構内外の日常清掃が事業範囲となっています。一方、「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて(財務省理財局:平成28年12月2日財理第3028号)」では、「張芝、クローバー、樹木等植栽の維持管理」、「清掃及び草刈り」はすべて被貸与者(職員宿舎の入居者)の共同負担とすることになっていることより、対象施設とする根拠がないと思料します。職員宿舎においては対象外施設と設定していただくようご検討をお願いします。	原案のとおりとします。 なお、御指摘の通知において被貸与者が負担すべき部分については、当然に除外されます。
23	要求水準書(案)別紙6	75	11	別紙6 対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	職員宿舎の構内外の日常清掃が事業範囲となっています。一方、「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて(財務省理財局:平成28年12月2日財理第3028号)」では、「張芝、クローバー、樹木等植栽の維持管理はすべて被貸与者(職員宿舎の入居者)の共同負担とすることになっていることより、事業範囲とする法的根拠がないと思料します。要求水準の見直しをお願いします。	原案のとおりとします。 なお、御指摘の通知において被貸与者が負担すべき部分については、当然に除外されます。
24	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	3	18	1 医療情報システム要求水準書概要 1.4. 1.4.1 (4)	導入・更新体制構築に関して、「事業者は契約締結後1週間以内に業務実施計画書を国へ提出する。」とあります。事業締結後1週間は調整期間も含め現実的ではないと思料します。期限の延長(例えば1か月以内)もあわせてご検討をお願いします。	質問390番の回答を参照願います。
25	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	13	15	5. システム機能要件 5.1. 電子カルテシステム 1.1.22.4	「SS-MIX2 に準拠した形式で他施設の医療情報システムとの情報連携を想定した文書データ(PDF形式)の取り込み及び出力が出来る仕組みを構築すること。」とありますが、SS-MIX2に準拠した形式という点において、PDF形式を指定する必要はないかと考えます。また、本項目は患者情報共有システムでの情報連携を想定されていると思われしますので、SS-MIX2に準拠した形式(標準化ストレージ等)で出力できれば問題ないかと考えます。 下記内容へ修正をお願いします。 「SS-MIX2 に準拠した形式で他施設の医療情報システムとの情報連携を想定したデータ出力が出来る仕組みを構築すること。」	質問394番の回答を参照願います。
26	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	18	25	5. システム機能要件 5.6. 処方オーダー 2.2.4.4	「処方オーダーを受けて、処方箋、薬袋(又は薬袋ラベル)の出力ができること。」とありますが、薬袋出力については調剤支援システム側の機能となります。 以下内容へ修正をお願いします。 「処方オーダーを受けて、処方箋の出力ができること。」	質問395番の回答を参照願います。
27	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	18	25	5. システム機能要件 5.6. 処方オーダー 2.2.4.5	「全自動分包機、全自動錠剤分包機等と連携して、処方薬の払い出しができること。」とありますが、全自動分包機、全自動錠剤分包機等との連携については調剤支援システム側の機能となります。 本項目の削除をお願いします。	質問396番の回答を参照願います。
28	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	22	22	5. システム機能要件 5.10. 放射線・内視鏡検査オーダー 2.6.4.3	「ファイルサーバに画像等をビューア出力できること。」との記載がありますが、検査画像の情報を保持しているのは放射線・内視鏡画像システム(RIS・PACS)のため、放射線・内視鏡検査オーダーの機能としては対応ができません。 「放射線・内視鏡画像システム(RIS・PACS)」の機能要件にも同様の項目があるため、本項目の削除をお願いします。	質問397番の回答を参照願います。
29	要求水準書(案)別紙8 医療情報システム要求水準書(案)	27	23	5. システム機能要件 5.20. 調剤支援システム 3.1.2.1	「一覧画面では、実施済、未実施の検査状況が確認できること。」との記載がありますが、検査状況との記載があるため調剤支援システムの項目ではないと思われます。 本項目の削除をお願いします。	質問398番の回答を参照願います。

30	リスク分担表 (案)	2	23	維持管理・運営 段階 施設・設備の損 傷 24	昨今は、火災保険等の財物の損害を補償する保険一般について保険会社の引受条件が厳しくなっており、保険料の高騰とともに、高額の免責金額や一部のリスクに支払限度額が設定されたりしております。よって、これらの財物の損害を補償する保険が付保指定されても、指定された免責金額や支払限度額では付保できない、または、付保できたとしても相当高い保険料となり経済合理性を欠くことにもなりかねないため、事業者所有の財産に対して手当てする火災保険等に関する付保の有無、保険条件等については、事業者側による任意提案としていただきたくご検討をお願いします。	リスク分担の詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
31	リスク分担表 (案)	2	45	運営開始の遅延 No29	法令変更や不可抗力については備考欄に記載されていますが、第三者の責めに帰すべき事由も民間事業者が負担することになっています。片務契約であり、第三者の責めにきすべき事由についても明示するよう運営開始の遅延も「事業者の責め」、「国の責め」、「第三者の責め」と3つに分類するか、「事業の責めによるもの」と「上記以外の場合」と分類すべきと料します。	リスク分担の詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。
32	リスク分担表 (案)	3	28	医療機器等の整 備及び管理業務	設置後から更新時までの間で、国の医療方針の転換や医療（成人）の診療体制等の対外的理由により、要求水準で定められている機器の更新が事業期間内で変更せざるを得ない状況となった場合における費用の増減についての記載がないと料します。リスク分担表をお願いします。	リスク分担の詳細については、事業契約書案等にて提示する予定です。